

対馬市告示第36号

平成26年第2回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成26年5月30日

対馬市長 財部 能成

- 1 期 日 平成26年6月10日（火）
2 場 所 対馬市議会議場
-

○開会日に応招した議員

春田 新一君	小島 徳重君
入江 有紀君	船越 洋一君
湊上 清君	脇本 啓喜君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
長 信義君	波田 政和君
上野洋次郎君	齋藤 久光君
堀江 政武君	小宮 教義君
初村 久藏君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	山本 輝昭君
作元 義文君	

○6月11日に応招した議員

○6月12日に応招した議員

○6月19日に応招した議員

○6月19日に応招しなかった議員

初村 久藏君

議事日程(第1号)

平成26年6月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 追加日程第1 議長の辞職について
- 追加日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第3 総務文教常任委員の選任
- 追加日程第4 国境離島活性化対策特別委員会委員の選任
- 追加日程第5 国県道路等整備促進特別委員会委員の選任
- 追加日程第6 議席の一部変更
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度対馬市一般会計補正予算(第8号))
- 日程第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算(第4号))
- 日程第13 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第14 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第15 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号))

- 日程第16 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第17 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第18 報告第1号 平成25年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 報告第2号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第20 報告第3号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第21 報告第4号 平成25年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第22 議案第56号 平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第57号 平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第58号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第59号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）
- 日程第26 議案第60号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（竹敷地区）
- 日程第27 議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）
- 日程第28 議案第62号 海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮒海岸）
- 日程第29 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 日程第30 議案第64号 財産取得契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 追加日程第1 議長の辞職について
- 追加日程第2 議長の選挙について

- 追加日程第3 総務文教常任委員の選任
- 追加日程第4 国境離島活性化対策特別委員会委員の選任
- 追加日程第5 国県道路等整備促進特別委員会委員の選任
- 追加日程第6 議席の一部変更
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号））
- 日程第13 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第14 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第15 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第16 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第17 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第18 報告第1号 平成25年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 報告第2号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第20 報告第3号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第21 報告第4号 平成25年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第22 議案第56号 平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）

- 日程第23 議案第57号 平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第24 議案第58号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第59号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(犬ヶ浦地区)
- 日程第26 議案第60号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(竹敷地区)
- 日程第27 議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(佐賀地区)
- 日程第28 議案第62号 海岸保全区域内公有水面の埋立てについて (貝鮒海岸)
- 日程第29 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 日程第30 議案第64号 財産取得契約の締結について

出席議員 (21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 堀江 政武君	14番 小宮 教義君
15番 初村 久藏君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 山本 輝昭君
21番 作元 義文君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 神宮 満也君 次長 松本 政美君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根々 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開会

○議長（作元 義文君） おはようございます。

報告します。

本日は、桂宮宜仁殿下の薨去に対し弔意をあらわすため、庁舎前の国旗は半旗といたしており

ますが、議場内の国旗については、この対応が困難な掲揚の方法がとってありますので、その点について議員皆様の御理解をいただきますように、お願いをいたします。

また、前もってお伝えをいたしておきます。

上対馬振興部長、園田君が、病気により定期的に水を必要としており、時々、水を飲むことについて議長が許可をしております。

ただいまから、平成26年第2回対馬市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（作元 義文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、大部初幸君及び兵頭栄君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（作元 義文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程案のとおり、本日から6月19日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。会期は、本日から6月19日までの10日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（作元 義文君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の庶務報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、先月28日、東京で開催されました全国市議会議長会定期総会において、各種表彰が行われ、本市議会から議員歴10年以上議員表彰で小宮教義議員、議長・副議長4年以上表彰で島居元副議長と私が表彰を受けております。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（作元 義文君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。本日、ここに、平成26年第2回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席を賜り、衷心より御礼申し上げます。

げます。

初めに、先般、4月16日に、隣国韓国で発生しました、セウォル号沈没事故につきまして、衷心より追悼の意を表するものであります。

死者、不明者が300人を超える大惨事で、テレビ中継された惨状に大きな衝撃を受けました。事故の報道を受け、韓国の苦難に対して、対馬市として何か支援ができないものかと、対馬市の国際諮問大使であります鄭永鎬先生、姜南周先生に連絡をとり、関係各所に対馬市の意向を打診していただきました。

しかしながら、韓国側からは、対馬市の申し出には感謝するものの、現状では支援の必要はなく、当面は状況を見守っていただきたいとの意向が伝えられました。

このため、事態を静観しておりましたが、5月2日から韓国出張の機会があり、釜山広域市庁舎で犠牲者の冥福を祈り献花し、対馬市長名で記帳をまいりました。

改めて、犠牲になった方々の御冥福を心よりお祈りしたいと思います。

次に、職員の処分についてでございます。

新聞等での報道で御承知のことと思いますが、5月8日付で、飲酒運転をして自損事故を起こした消防職員を懲戒免職処分に、また、同日付で管理監督責任として上司3名に減給の懲戒処分を行っております。

さらに、飲酒の上、真夜中に市民を呼び出し、けんかをしたとして、保健部勤務の職員を停職1カ月の懲戒処分を行っております。

いずれも飲酒にかかわる事案ではありますが、かねてから、職員には市民の手本となる行動、そして交通安全を率先して推進するよう厳命していたにもかかわらず、命を守るべき立場にある消防職員が飲酒運転を行うなどの事態を招いたことは、市政の最高責任者として遺憾の極みであります。

市民皆様の市政に対する信頼と期待を大きく裏切ることとなったことにつきまして、改めて心からおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今後、私が先頭に立ち、全職員が全体の奉仕者としての自覚を再認識の上、交通事故の撲滅はもとより法令遵守を徹底し、再発防止と信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。議員をはじめ市民皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、3月定例会以降、今日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、しまづくり戦略本部関連でございますが、分散型エネルギーインフラプロジェクト事業についてであります。

島内での分散型エネルギーインフラ整備に向けた構想を検討するため、昨年度に引き続き、総務省が募集を行っておりますマスタープラン策定事業へ、長崎県との共同提案により応募してお

ります。

この事業につきましては、昨年度設置いたしました、対馬環境エネルギーコンソーシアムを中心に、島内外の複数の企業にもオブザーバーとして参画いただき、26年度中に島のエネルギーに関するマスタープランの策定を行う予定です。

事業概要につきましては、配付させていただいております資料をご覧ください。

なお、この事業につきましては、総務省の採択後に、改めて御審議をいただきたいと考えております。

次に、総務部関連でございます。

部署間の連携強化についてであります。4月1日付で組織改正を行ったところですが、循環システムや域学連携、6次産業化など複数の部署に関連する新たな業務の取り組みが必要となっていることから、部署間の連携強化と限られた職員数での円滑な業務遂行を目的として、5月1日付で、管理職2名を含む64名の職員に兼務・併任辞令を交付いたしました。

兼務・併任については、職員の本来業務に支障が生じないよう2部署を限定にしておりますが、今回の辞令交付は、全職員の約1割の職員に対するものであり、今後も、兼務・併任の必要がある業務については、兼務辞令により部署間の連携を進めていくこととしております。

次に、総合政策部関連でございます。

国境離島の新法制定に向けては、3月11日には北海道礼文町を、5月9日には島根県隠岐の島町を訪れ、国境離島の立場について協議を行い、新法制定の必要性を訴えてまいりました。

県内では、5月19日に五島市において、離島の3市2町で国境離島新法の制定に向け、マスコミ等を利用した全国キャンペーンの実施を提案し、予算措置も含め了承されたところです。

これを受け、5月22日と28日に、九州民法キー局及び県離島振興協議会と番組制作に向けて協議を重ねたところであり、今議会におきまして、県離島振興協議会へ番組制作等にかかる負担金の追加を計上させていただいております。

今後は、議会の国境離島活性化対策特別委員会をはじめ、県内自治体、全国の国境離島自治体と連携し、新法の早期制定に向け、さらに取り組みを推進していきたいと考えております。

次に、環境大臣表彰受賞についてであります。

4月23日、上対馬町の舟志の森づくり推進委員会が、環境省の「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰を受賞されました。

今回の受賞は、ツシマヤマネコ保護のため、住友大阪セメントが保有する舟志の森を基盤とした長年の森づくり活動が評価されております。

同委員会は、生物多様性保全活動を市、県とともに推進しており、今後のさらなる活躍が期待をされております。

次に、しまとく通貨の取り組みについてであります。

平成25年4月からスタートした、しまとく通貨制度の販売状況は、県全体で45万5,766セットで、目標の60万セットに対し76%の実績でした。

実際に利用された換金実績ベースにおいては、県全体で21億600万円で、対馬市の実績額7億2,200万円は、全体の34.3%を占めており、加盟市町の中で一番多い換金額になっております。

なお、加盟店数は、県全体で1,117店舗で、対馬市では209店舗が加盟いただいております。

平成26年度は、長崎市高島が新規加入し5市2町となり、エリアが拡大することから、先ほど御報告いたしました国境離島新法制定の全国キャンペーンにあわせて、テレビ・ラジオ、誌面等でのPR、さらには、利用促進キャンペーンの実施や旅行社等への旅行商品造成の働きかけなど積極的な広報活動を行い、加盟店の更なる加入促進とあわせて、60万セットの売り上げを目指して取り組むことしております。

次に、市民生活部関連でございます。

郵便局証明事務事業の開始についてであります。4月1日より、市内の5つの郵便局で、住民票や税証明などを交付する郵便局証明事務事業を開始し、2カ月が経過いたしました。郵便局長さんからは、地域の皆様から大変好評を得ていると伺っているところです。

この郵便局証明事務事業につきましては、今後も交付できる証明の種類や申請手続の方法について、市民の皆様幅広く周知を行い、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、仮称であります。対馬中部汚泥再生処理センターの完成についてであります。

平成24年度より、豊玉町志多浦に整備を進めてまいりました、(仮称)対馬中部汚泥再生処理センターの処理棟が完成し、5月15日に施工業者より施設の一部引き渡しを受け、5月16日より運用を開始いたしました。

当施設は、1日当たり、し尿12キロリットル、浄化槽汚泥11キロリットル、計23キロリットルの処理能力を有しており、今後の対馬市のし尿・浄化槽汚泥の安定した処理に、効果を発揮するものと期待をしております。

次に、福祉部関連でございます。

ゲートボールの県大会優勝についてです。

5月10日、長崎市総合運動公園を主会場に、第11回長崎県ねんりんピックが開催され、対馬市からは7種目に60名の高齢者の皆様に参加されました。

各種目で熱戦が繰り広げられましたが、ゲートボール種目に出場した豊玉卯麦チームが見事優勝し、10月に栃木で開催される、第27回全国健康福祉祭・ねんりんピック栃木大会の出場権

を獲得しました。

卯麦チームの皆様、誠におめでとうございます。全国大会での活躍を祈っております。

次に、保健部関連でございます。

対馬市救急医療搬送体制検討委員会報告書についてです。

対馬市において、迅速・適切な救急医療を効率的に提供する体制を確保するため、ヘリコプターの活用も含めた救急医療搬送体制のあり方について、昨年12月より検討していただきました、対馬市救急医療搬送体制検討委員会により、対馬市救急医療搬送体制検討委員会報告書が取りまとめられ、3月31日に委員長より報告書が提出されました。今後は、この報告書をもとに対馬市の救急体制の検討を進めてまいります。

次に、農林水産部関連でございます。

大阪府立大学との協定についてであります。3月26日、公立大学法人大阪府立大学と有害鳥獣対策により捕獲した鹿及びイノシシの有効活用を推進するため連携協定を締結しました。

この協定により、市は有害鳥獣捕獲で捕獲した鹿・イノシシ肉を同大学に提供し、大学は病理学的安全性や栄養価を分析するほか、衛生管理や加工方法等を研究し、市にフィードバックすることにより食肉としての安全性を高め、食肉衛生管理ガイドラインを作成し、資源として有効活用を推進していこうとするものです。

次に、長崎県乾しいたけ品評会についてでございます。

5月24日、第54回長崎県乾しいたけ品評会が、対馬市交流センターで開催されました。

品評会には、グラム物155点、箱物33点が出品され、最高賞の農林水産大臣賞は、上県町中山の緒方公洋さんが、「花どんこ」箱物の部で受賞されました。

また、今回から、当品評会において農林水産大臣賞を通算で10回以上獲得した生産者を表彰する制度として、特別賞の「名人位」が設定され、初代名人位を厳原町豆敷の永尾賢一さんが受賞されました。

今年度は、価格低迷や2月、3月にかけて降水量が多かったため、出品点数が大きく減少しましたが、青年就農給付金受給者の20代、30代の生産者が入賞するなど、後継者育成の成果が見えた品評会でした。

次に、消防本部関連でございます。

対馬市消防ポンプ操法大会の開催について、6月1日、シャインドームみね奥の消防訓練場で、第6回対馬市消防ポンプ操法大会を開催しました。

今回から、全国消防操法大会にならって実際に放水を行う競技方法で行いましたが、ポンプ自動車の部では豊玉第1分団が、小型ポンプの部では豊玉第7分団が優勝しました。現在、両分団は、8月3日に大村市で開催される第32回長崎県消防ポンプ操法大会の出場に向け、2カ月間

の訓練に入っているところです。

以上が、行政報告でございます。

最後に、本定例会において御審議願います案件でございますが、平成25年度一般会計補正予算等専決処分の承認案件7件、平成25年度一般会計繰越明許費繰越計算書ほか報告4件、平成26年度一般会計補正予算案件等2件、条例の一部改正1件、あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更3件、公有水面の埋立て1件、契約の締結2件、合わせて20件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、開会にあたっての挨拶といたします。

○議長（作元 義文君） 以上で行政報告を終わります。

次に、4月1日付をもって市職員の人事異動があつておりますので、異動された幹部職員13名に、自席から自己紹介をさせます。

まず、しまづくり戦略本部長、平山秀樹君。

○しまづくり戦略本部長（平山 秀樹君） おはようございます。しまづくり戦略本部の本部長を承っております平山でございます。以前に引き続きましてよろしくお願ひいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） 総合政策部長の平間でございます。どうかよろしくお願ひします。

○議長（作元 義文君） 次に、市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） おはようございます。4月1日付、市民生活部長を拝命しております俵と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（作元 義文君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） おはようございます。4月より福祉部長を拝命しております仁位と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（作元 義文君） 保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） 4月1日付で保健部長を拝命いたしました福井と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村 圭司君） 4月1日付で建設部長を拝任しております西村と申します。よろしくお願ひします。

○議長（作元 義文君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） おはようございます。4月1日より水道局長を拝命いたしました増田でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（作元 義文君） 会計管理者、阿比留保君。

○会計管理者（阿比留 保君） おはようございます。会計管理者の阿比留でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） 4月1日付で中対馬振興部長を拝命いたしました多田満國でございます。中対馬振興部は御案内のとおり、美津島町の区域の一部、豊玉町、峰町、上県の区域の一部、合わせまして52の行政区の地域振興を担当する部署でございます。精いっぱい務めたいと思います。前職在任中同様、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） おはようございます。上対馬振興部長を拝命しております、園田と申します。一昨年の手術の影響で言葉が若干わかりづらいかと思いますけれども、御理解いただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（作元 義文君） 上県行政サービスセンター所長、永野清利君。

○上県行政サービスセンター所長（永野 清利君） おはようございます。4月1日より上県行政サービスセンター所長を拝命しております、永野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 峰行政サービスセンター所長、三宅一郎君。

○峰行政サービスセンター所長（三宅 一郎君） おはようございます。中対馬振興部の配下になります、峰行政サービスセンター所長、三宅でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、美津島行政サービスセンター所長、中村三喜君。

○美津島行政サービスセンター所長（中村 三喜君） おはようございます。美津島行政サービスセンター所長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これで自己紹介を終わります。

議事の都合により暫時休憩します。

午前10時28分休憩

午前10時30分再開

○副議長（山本 輝昭君） 再開します。

議長から、辞職願が提出されております。よって、副議長の私が議長の職務を行います。

お諮りします。お手元に配付のとおり、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 輝昭君） 異議なしと認めます。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 議長の辞職について

○副議長（山本 輝昭君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、作元義文君の退場を求めます。

〔議長 作元 義文君 退場〕

○副議長（山本 輝昭君） 事務局に辞職願を朗読させます。

○事務局長（神宮 満也君） それでは、辞職願を朗読いたします。

平成26年6月10日、対馬市議会副議長山本輝昭様。対馬市議会議長作元義文。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されますようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（山本 輝昭君） お諮りします。作元義文君の議長の辞職を許可することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 輝昭君） 異議なしと認めます。よって、作元義文君の議長の辞職を許可することに決定しました。

作元義文の入場を求めます。

〔21番 作元 義文君 入場〕

○副議長（山本 輝昭君） 作元義文君に申し上げます。議長の辞職については許可されました。

ここで、作元義文君より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○議員（21番 作元 義文君） ただいま私、一身上の都合をもちまして議長の職を辞したいとお願いを申しあげましたところ、皆さん方から快く御承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

過去5年間、一部議会の変動はありましたけれども、この長きにわたりまして、この私に対しまして議員各位の心からの御支援と御協力をいただきまして、無事、議長職を全うすることができましたことに対しまして、改めまして心からお礼を申し上げます。

また、市長をはじめ市幹部の皆さん方に対しましても、私に対しまして、いろんな場面で御指導、御助言を賜りましたことに対しましても、重ねてお礼を申し上げます。

また、特に議会事務局の皆さん方には、よくわからないところもたくさんありましたけれども、議会運営がスムーズにいくように、私に対していろんな助言をいただき、この会をスムーズに進

めてきたことに対しまして、改めまして厚くお礼を申し上げます。

また、全島の市民の皆様方にも、いろんな場面で、いろんなところで、この私、議長に対しまして、切磋琢磨、頑張れよという御助言をいただき、また、御指導をいただきましたことに対しまして、この場を借りまして、改めて心から厚くお礼を申し上げます。

対馬市も、まだまだ厳しい財政運営の状況にありますけれども、この議会と市が一緒になって、この難局を乗り切っていくように、お互いに頑張っていたきたいというふうに思います。

私も、一議員として地域に帰り、いろんなところをまた見て、その自分の力をできるだけ発揮できるように頑張りたいというふうに思います。

私も、ばかの一つ覚えで、この国境離島の特別措置法制定に向けて邁進をしてみました。まだ途中半ばでございますけれども、市長をはじめ議会が一緒になって、1日も早く、この国境離島特別措置法が制定を見、そして日本全国の国境離島が活性化できますように、早い制定をお願いし続けていきたいというふうに思っています。

今後におきましては、新しい議長が誕生いたしますと、また一致協力して、この対馬市議会が、ほかの議会に負けないすばらしい議会ができますように、皆さん方の御協力をよろしくお願いをいたしたいと思います。

最後になりましたが、対馬市議会、対馬市、そして皆さん方の御健勝と御多幸を祈念を申し上げます、私の退任の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山本 輝昭君） 作元議員におかれましては、これまでの議長職、大変御苦労さまでございました。これからも、議員活動を通して、市政の発展と議会運営に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○副議長（山本 輝昭君） 再開します。

お諮りします。ただいま議長が欠けましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 輝昭君） 異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2. 議長の選挙について

○副議長（山本 輝昭君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 副議長の推薦でお願いしたいと思います。

○副議長（山本 輝昭君） お諮りします。ただいま議長の選挙につきましては、副議長推薦という発言がっております。これについて御異議ございませんか。（発言する者あり）

異議ありの言葉ですので、選挙を行いたいと思います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（山本 輝昭君） ただいまの出席議員数は21人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に春田新一君及び小島徳重君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（山本 輝昭君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 輝昭君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（山本 輝昭君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1番議員から順番に事務局長が氏名を呼び上げますので、議長席に向かって右側から登壇し、左側へ降壇願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1番 春田 新一議員	2番 小島 徳重議員
3番 入江 有紀議員	4番 船越 洋一議員
5番 渕上 清議員	6番 脇本 啓喜議員
7番 黒田 昭雄議員	8番 小田 昭人議員
9番 長 信義議員	10番 波田 政和議員
11番 上野洋次郎議員	12番 齋藤 久光議員
13番 堀江 政武議員	14番 小宮 教義議員

15番 初村 久藏議員 16番 大浦 孝司議員
17番 小川 廣康議員 18番 大部 初幸議員
19番 兵頭 栄議員 21番 作元 義文議員
20番 山本 輝昭議員

○副議長（山本 輝昭君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 輝昭君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。春田新一君及び小島徳重君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（山本 輝昭君） 選挙の結果を報告します。

投票総数21票、有効投票20票、無効投票1票。有効投票のうち、堀江政武君16票、船越洋一君4票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、堀江政武君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（山本 輝昭君） ただいま議長に当選された堀江政武君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

13番、堀江政武君、登壇して挨拶をお願いします。

○議員（13番 堀江 政武君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方に温かい御推挙をいただきまして、議長を務めさせていただくことになりました。大変ありがたく思いますし、また、責任の重さも痛感をしているところでございます。

もとより浅学非才ではございますが、皆様方に御協力をいただきまして、市民の方々のために力いっぱい頑張ってまいりたいと思います。

また、公正無私立場を堅持し、執行権を持つ理事者、議決権を持つ議会、それぞれの権限を尊重いたしまして、でき得る限りの御協力をいただき、また、前議長、作元氏が頑張ってくられましたことを継承し、対馬市の発展のため、また、市民の方々の福祉の向上に向けて、一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

どうか皆様方の御指導と御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山本 輝昭君） 新しい議長が決まりましたので、議長を交代します。

〔副議長退席、議長着席〕

暫時休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時01分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

全員協議会を議員控室で開催しますので、お集まりください。

暫時休憩します。

午前11時02分休憩

[全員協議会]

午前11時39分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

報告いたします。

ただいまの議長選挙により議長に就任しましたので、議長は総務文教常任委員及び国県道路等整備促進特別委員会委員を辞任いたします。

お諮りします。配付しております議事日程第1号の追加3のとおり、常任委員の選任から議席の一部変更についてまでの4件を日程に追加し、追加日程第3から追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。よって、常任委員の選任から議席の一部変更の4件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3. 総務文教常任委員の選任

○議長（堀江 政武君） 追加日程第3、総務文教常任委員の選任を行います。

委員会条例第2条第1項及び第8条第1項の規定により、作元義文君を総務文教常任委員に指名します。

追加日程第4. 国境離島活性化対策特別委員会委員の選任

追加日程第5. 国県道路等整備促進特別委員会委員の選任

○議長（堀江 政武君） 次に、追加日程第4、国境離島活性化対策特別委員会委員の選任及び追

加日程第5、国県道路等整備促進特別委員会委員の選任を一括して行います。

上野洋次郎君から国境離島活性化対策特別委員会委員の辞任の申し出がありましたので、議長がこれを許可いたしております。

また、国県道路等整備促進特別委員会委員が欠けておりますので、これより欠員となったそれぞれの委員を選任します。

特別委員会委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名によると定められております。よって、作元義文君を国境離島活性化対策特別委員会委員に、上野洋次郎君を国県道路等整備促進特別委員会委員に指名します。

追加日程第6. 議席の一部変更

○議長（堀江 政武君） 追加日程第6、議席の一部変更についてを議題とします。

お手元に配付しております議席表のとおり、議席の一部を変更したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。配付しました議席表のとおり変更することに決定しました。

あすの会議より変更後の議席に着席願います。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

平成26年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、平成26年5月15日、指定文化財等の保存整備状況について、今回は、お船江跡、清水山城跡、金石城跡、旧金石城庭園、対馬藩主宗家墓所を全委員出席のもと、教育委員会より豊田教育部長、小島文化財課長、尾上係長の出席を求め、現地調査いたしました。

まず、お船江跡は、石垣で積んでつくった4基の突堤と5つの船渠、今でいうドックのことで、船の建造、修理等を行う設備であります。そういった遺構が当時の原形を保ち保存されておりますが、これほど原状をよく遺存しているところは、ほかに例がないと言われております。

平成11年度から平成15年度にかけて、船渠の一部を含め、突堤の石積みの修復はされてきましたが、周囲の雑木の巨木化が原因と見られる石垣の崩落が散見されました。

説明によりますと、今年度、県と所有者との協議を行いながら整備計画を策定し、平成27年度から修復に向けて取り組んでいく予定であるとのこととあります。計画の策定に当たっては、東側の石塀を含め、所有者の理解を求めながら、全体的な保存に努められるよう望みます。

清水山城跡についても、これまで石垣修復をはじめ、遊歩道の整備、サイン設置等が施工されてきましたが、現地確認によって、特に三の丸までの遊歩道は狭く、改修が必要と思われました。今後、平成28年度までに石垣の修復、サイン設置、案内板の設置、園路整備が計画されていますが、多くの市民または観光客が、この史跡を体感できる環境づくりに努めてほしいものであります。

金石城跡は、現在、城内において、旧巖原幼稚園舎の解体工事中でありましたが、今後、跡地整備を含め、地形測量と解説板の設置、城壁、城門についても、地形測量、修理復元の計画が予定されています。

旧金石城庭園は、国の名所に指定後、平成20年5月から一般公開され、観光客の入園者も増加傾向であります。

園内は、管理も行き届き、歴史を探索しながら心が癒される空間であります。ぜひ市民の方々にも足を運んでいただき、我が郷土の歴史を体感してほしいものであります。

次に、対馬藩主宗家墓所ですが、今後、裏御霊屋の修景、保存整備をはじめ地形測量を実施し、平成29年度から第2期の保存整備事業につなげていく計画であり、今年度は、墓所入り口前の園路広場の舗装、案内板の改修等が予定されています。しかし、補助事業の関係から、受益者負担が生じることが一つの課題でもあります。

最後に、委員からの要望を申し添えますので、今後の保存と活用に生かされることを望みます。

市内には、国指定、県指定文化財が多数存在し、それらの後世への継承は大きな使命であります。他地域にはあまり見られない独特の遺跡を交流人口拡大のために活用すべきであり、そのためには、その文化財、遺跡を体感できるルートの改善が急務と思われまますので、それらの環境整備に努めていただきたいと思います。

今回の調査箇所以外の文化財についても、保存のため早急に着手しなければならない遺跡等があるものと思慮されます。そのためには学芸員をはじめとする職員の補充が必要と思われまます。

また、今回の調査過程で休憩所、トイレの不備を感じました。現存する清水が丘多目的広場横のトイレは狭く、非常に不便であります。抜本的な改善を望みます。

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、委員長に1点だけお伺いしたいと思います。先ほどから説明の中で、金石城庭園についての20年から一般公開されておるということで、私も何回となく行くわけですが、入園料と申しますか、これを徴収していると思うんですが、この辺について何か調査なさったのかお聞きしたいわけでありまして。

というのも、なぜあそこはいつまでも入園料を取るのか、外周から、入園料を取らなくても、ぐるっと回れるんですね、あそこは、万松院のほうからでも。だから、あまり意味がないんじゃないかな、私なりに思っているわけですから、報告の中で市民の方にも足を運んでもらいたいと、こう報告がなっていますので、もう少し気軽に行けるような体制になるような、無料化なんか考えられた発言は、調査はなかったのかだけお伺いします。

○議長（堀江 政武君） 総務文教委員長、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 波田議員の質問にお答えしたいと思います。

この庭園の入園料につきましては、市内の在住者は100円、市外の入園料は300円という設定がされています。

この料金設定についても、以前の議会でいろいろ議論されましたけど、やはりそれ相当のやっぱし入園料を取るべきじゃないかということで、こういう料金が設定されたということを記憶いたしておりますが、このときの説明によりますと、先ほど報告で申し上げましたように、徐々にではありますが入園者が増えつつある。もちろん、島内、島外、同じような割合で増加傾向にあるというようなことで、25年度については、約990名、約1,000人弱ですかね、そういうこの後に、そういう説明を受けました。

この中には、特に学校教育関係にかかわる児童生徒については免除がありますので、その分については把握をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） これで質疑を終わります。

これで昼食休憩といたします。再開は午後1時からにします。暫時休憩します。

午前11時54分休憩

午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

報告します。

休憩中に、国境離島活性化対策特別委員会及び国県道路等整備促進特別委員会が開催をされ、両特別委員会の副委員長の交代がっております。

国境離島活性化対策特別委員会の副委員長に作元義文君、国県道路等整備促進特別委員会の副委員長に上野洋次郎君が、それぞれ就任をされておりますので、報告をいたします。

日程第6. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

6番、厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 平成26年第1回対馬市議会定例議会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

御案内のとおり、対馬地区3公立病院は、離島医療圏組合の解散に伴い、平成21年度より経営主体が長崎県病院企業団に移行されました。対馬市が経営主体ではなくなったとはいえ、多くの市民の生命と健康を支える対馬地区3企業団病院の現状と将来像は、市民の大きな関心事です。

また、新統合病院開院を1年後に控えており、3病院の現状と、新統合病院開院後の対馬地域の医療体制やその整備の進捗状況を調査研究すべく、対馬地区3企業団病院に意見交換会の開催を申し入れましたところ、御多忙にもかかわらず、3病院とも快く御了承いただきました。

5月20日は初村委員、入江委員は欠席でしたが、上対馬病院会議室において同病院幹部と、5月23日は全委員出席のもと、対馬いづはら病院会議室において同病院、中対馬病院の幹部及び長崎県病院企業団本部からも御出席いただき、いずれも16時から約2時間の熱心かつ有意義な意見交換会を実施できました。関係各位に改めて厚く御礼申し上げます。

意見交換会は、当委員会からあらかじめ送付させていただいた質問項目に沿って質疑応答を進めました。その概要は配付資料のとおりです。時間の都合上、質疑が集中した点を中心に報告します。

なお、詳細版は、後日、対馬市のホームページに掲載しますので、御参照くださいませ。

現状について、医師や医療従事者の確保の状況、看護師不足の現状と対策（学校への求人働きかけ修学資金貸与制度等の現状についても含む）。

上対馬病院においては、常勤医師4名に加えて、毎日1名、対馬いづはら病院から派遣されています。厳しい勤務条件下の中に、新たに、ながさき地域医療人材支援センターを通じて、関西で面接を行った医師が、ことし9月から勤務いただける予定です。看護師、准看護師は合計44名在籍しています。医療技術修学資金貸与制度利用者はほぼ全員が、義務年限までは定着しています。

次に、中対馬病院においては、常勤医師8名、看護師83名、対馬いづはら病院においては、常勤医師26名、看護師134名です。うち各種派遣看護師は2病院合計で14名在籍いただいています。

3病院に看護師が集まりにくい共通した原因の一つは、患者対看護師比率7対1の大病院に流れていること、高度医療現場に在籍してスキルアップを希望するなどが挙げられます。

離島で深刻な看護師不足の現状を打開するため、県病院企業団は、看護師資格がある都会のシングルマザーを呼び込む、しまの病院ワーキングママサポート事業に本腰を入れます。

具体的には、6月中旬に首都圏の山手線等6路線の車輦内で、15秒の誘致CMを流すなど、自然の中で子育てをしたい看護師の誘致を目指しています。

現在、対馬出身で医療技術修学資金貸与制度活用者は、看護師14名、薬剤師3名で、今年度末には4名の受給看護師が卒業予定です。

企業団病院間、特に対馬地区の病院間で活発な人事交流を進めていき、対馬地区の医療人材の有効活用に努めたいとのことです。

今後とも、企業団と対馬市は連携をより一層図り、医療従事者を目指す生徒の増加を図りますます努められたい。また、潜在看護師の把握と、掘り起こしや再雇用を積極的に進められたい。

医師・看護師の夜勤体制の現状と改善策。

上対馬病院では、病棟看護師の夜勤体制を平成25年度までの3名体制から、今年度より1名減の2名体制となりました。新生児がいなくなったこと、入院患者数が減少したことを勘案し、外来当直1名の応援を受けながら、2名体制で対応可能と判断したとのことです。

看取りやターミナルケアへの市民の理解を深める方法について。

国は在宅医療の充実に向けた診療報酬制度改正等を推進していますが、全国的に在宅医療への移行は思うように進んでいません。対馬市においても、老々介護や独居高齢者の増加等、家族の介護力不足、集落の点在に起因する医療・介護サービス提供の非効率性、24時間対応型のヘルパー支援体制の未整備、訪問医不足をはじめとする在宅医療提供体制の脆弱性等が、在宅看取りの普及が進展しない大きな要因となっていると思われます。

最期まで自宅で過ごすことは困難であっても、本人が在宅を希望すれば、少しでも長く在宅が可能となる支援体制を整備すること、在宅医療・介護の経験者の実体験を拝聴する機会を頻繁に設けるなど、看取りやターミナルケアへの市民の理解を深めることも重要だと思われます。

在宅医療・訪問看護の現状と今後の充実に向けた取り組み。

上対馬病院において、最近3年間、亡くなった訪問看護サービス受給者56名のうち、在宅で看取った方は6名にとどまっているそうです。

対馬いづはら病院においては、主にご自宅で在宅ターミナルケアを希望する方を中心に支援しています。同支援者のうち、昨年は12名が亡くなられ、在宅看取りが8名、病院で看取りは4名でした。

健診活動の充実について、地域保健活動・地域包括ケアの充実に向けての取り組み。

過去3年間の受診者数の比較をしたところ、対馬市の健診勸奨の成果が徐々に現れているものと思われまます。

今後の医療改革の重点項目は、前述の在宅医療の充実と予防医療の普及による医療費削減とも言われています。定期健診受診率向上による病気の早期発見・早期治療は、市民の生命・健康を守り、ひいては医療費の削減に繋がられるなどの予防医療の有益性を広く市民に周知することを、これまで以上に対馬市と連携し推進されたい。

上対馬病院の産科・外科の復活見込み。

平成24年度から上対馬病院で分娩取り扱いを中止した主な要因は、常勤外科医が不在となり、帝王切開等不測の事態に対応できなくなったことです。医師不足、中でも外科医不足は全国的に深刻であり、特に若い外科医は手術の症例・件数が少ない過疎地の小規模医療機関に勤務することを望まない傾向が強いのが現実です。

たとえ常勤外科医を1名確保できたとしても、手術に十分対応できない等リスクが大きいため、分娩取り扱いの再開は極めて困難であると思われるとのことです。

上対馬病院の特別診療科目の充実に向けた取り組み。

特別診療回数を増加させ、過密診療緩和の要望が出されました。

新統合病院開院後について、長期療養患者への対応（患者の退院に向けての調整）、人工呼吸器等装着等の慢性患者の受け入れ先対策。

中対馬病院においては、療養型病床37床を徐々に空室化していき、秋までには6、7名に減少する予定です。

対馬いづはら病院においては、入院初期から介護保険制度等を活用したスムーズな退院に向けた相談を実施しています。しかし、新統合病院の病床数は、下地区2病院の合計病床数より約60床も削減されるため、開院当初に病床不足となることが心配されます。そのような事態を回避できるよう、月2回退院調整協議会を開催し各病棟で情報を共有する等、計画的に入院患者を徐々に減少させるよう努めているとのことです。

安心安全出産事業の充実に向けた取り組み（付き添い者の宿泊室等）。

上対馬病院で分娩ができなくなったことに対する対馬市の出産支援事業の利用件数は、平成24年度が36件（うち、里帰り出産9件）、平成25年度も36件（うち、里帰り出産7件）です。

現在、対馬いづはら病院には付き添い者宿泊室が3室あり、稼働率は59%です。新統合病院では4室設置するため、充分対応できるであろうとのことです。しかし、付き添い者宿泊室は当該事業の対象者以外も利用するため、一時的には不足が生じる可能性もあり、事業主体である対馬市は、そのような場合には対応できるよう、今のうちから新病院と連携を図るよう要望しました。

へき地医療の支援で各地域診療所へ派遣をお願いしているが、新病院開院後も継続可能な体制なのか。

新病院においても医師の充足が不可欠ですが、全診療所で変わらず継続できるよう最大限努力するとの回答でした。

電子カルテ化後の市内診療所や老人福祉施設との連携のあり方。

上対馬病院においては、今年度より電子カルテの運用が始動しており、新病院においては、開院と同時に電子カルテ化されます。ネットワークに加入もしくは構築することに関する評価は、積極的な評価と慎重に検討すべきとの両論あるようです。

既存ネットワークの場合、主に長崎県の医療機関が加入しているあじさいネットへの加入が候補として挙げられています。上五島病院は既に参加しており、佐世保市や長崎市の大病院との連携による多大なメリットを享受してします。しかし、対馬市民は福岡の病院を多く利用するため、新上五島町民ほどメリットを享受できません。対馬地区独自のネットワークを構築するよりも、あじさいネットに参加の方がコスト削減可能ですが、あじさいネット加入料や維持負担金を島内の診療所や民間医療・介護施設に御負担いただけるのか、そのほかの予算措置を探るのか、不確定とのことです。

対馬市民の医療にかかわる利便性向上を図るネットワークの構築、または加入を関係機関同士や行政で十分に検討されたい。

ドクターカー（ラピッドレスポンスカー）の導入について（対馬市と企業団のどちらが主体か）。

はじめに、対馬市における救急車搬送による30分以内搬送率は、全国水準を上回っていることが紹介されました。これは、市内各地に救急車が配備され、公立病院は基本的に受け入れ拒否を行わないことから、都会で問題となっている、いわゆる救急患者のたらい回しが無いことによるものです。

しかし、基幹病院が人口密集地域の厳原地区から移転することなどを踏まえ、新病院建設計画にも、サイレン、赤色回転灯を装備した医師等の搬送のみを行う、乗用車ベースのラピッドレスポンスカーの導入検討の必要性が明記されていました。

また、平成25年12月から平成26年3月にかけて対馬市救急医療搬送体制検討委員会が開

催され、島内救急搬送ヘリコプター導入も検討されましたが、それに先行させてドクターカーの整備を進めるべきではないかと提言されました。現実的で比較的容易に配備可能なラピッドレスポンスカーの導入に向けて、行政と県病院企業団間で早急な検討を要望しました。

以上で、厚生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

8番、産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） それでは、産業建設常任委員会所管事務調査報告をいたします。

平成26年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は、平成26年5月22日、一般財団法人豊玉町振興公社との意見交換、島山農地及び佐須坂トンネルの視察を実施いたしました。

当日は全委員出席のもと、まず、対馬市役所豊玉庁舎3階会議室において、豊玉町振興公社、原田理事長、同平山総括責任者、多田中対馬振興部長、阿比留農林水産部長ほか関係職員の出席を求め、意見交換を行いました。

公益財団法人豊玉町振興公社は、平成3年に成立されましたが、平成20年12月の法律改正により、一般財団法人化に向けた取り組みが必要であるとのことから、平成26年1月30日に、議員全員協議会を議場で開催し、説明を受け、平成26年4月1日から、一般財団法人豊玉町振興公社として新たなスタートをいたしました。

その間、平成26年第1回対馬市議会定例会、3月において、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第6号）で、同公社の平成25年度決算見込み損益950万円を補助金として予算計上し、議会の議決を得たのであります。

また、議案第52号、権利の放棄についてにおいて、対馬市が同公社に貸し付けている貸付金残高970万円も、権利を放棄することで議会の議決を得たところであります。

よって、まさしくゼロからのスタートでありましたが、2カ月も経過しない中で、早くも経営が危ぶまれる状況であります。経営資金500万円はありましたが、月々の必要経費は、職員8名分の人件費約200万円、光熱水費等を合わせて、1カ月、最低400万円が必要との説明

を受けました。

借入限度額は資金の9割が限度であり、既に300万円を借り入れていることから、今後、借り入れできる金額は150万円が限度であります。

経営危機に陥った主な要因は、主な取り扱い魚種のアジ、サバの漁獲量の減少及び仕入れ資金不足によるものであります。

また、総括責任者及び魚の加工部門の島おこし協働隊員を、4月1日から派遣する旨の説明を市長部局から受けましたが、総括責任者は5月1日に着任、島おこし協働隊員は内定していましたが、辞退があったため、5月28日に再募集する旨の報告がありました。

当委員会としては、公社内において、一刻も早く協議の場を持ち、善後策を講じるよう要請し、意見交換を終了しました。

次に、島山農地の視察を阿比留農林水産部長、神宮農林・しいたけ課長、多田中対馬振興部長ほか関係職員の出席を求め、現地で行いました。

島山は有人離島で、地区の人たちの生活は、通学や買い物など全て船に頼っていましたが、農林地一体開発整備パイロット事業により、昭和63年度より農道工事に着手、平成6年度に、現在のパールブリッジが完成、その後、農地造成工事に着手し、平成12年度に、受益面積17ヘクタールの農地が完成し、現在に至っております。

農地の利用状況は対馬市農業振興公社が、平成25年度から5年間、借地契約を締結し、借地面積は13ヘクタールで、借地料は無料との説明がありました。4ヘクタールは個人利用地であります。

主な作物は、ソバが6.2ヘクタール、ブルーベリーが0.18ヘクタール、その他野菜、梅、イタリアンなどであります。農地の約2分の1が遊休地ですが、耕作するには新たな農地造成が必要で、イノシシ、鹿対策として防護柵の設置も不可欠であり、そのままの状況である旨の説明を受けました。

しかしながら、ソバの需要は島内でも多く、地産地消は不可欠であり、対馬の名産としての耕作面積の拡大が必要と思われれます。

農地の適当な場所には、散水用の水道管が埋設されており、雨に対する不安はないことに鑑み、今後の遊休地の利用を期待するところであります。

次に、佐須坂トンネルの視察であります。西村建設部長、伊賀建設課長の出席を求め、現地で説明を受けました。

トンネルの延長は1,867メートル、道路幅員5.5メートル、全幅員8メートルであり、平成27年度の完成を目標に工事を行っております。

工事が完了すると、延長で約8キロメートル、時間で約17分の短縮が図られ、救急医療、産

業、観光などに大きく貢献するものと期待されております。

当日は、視察時間帯のタイミングがよく、1,390メートルまで掘削している場所に工事関係者の案内により、車で移動することができました。残りの約500メートルについては、9月の貫通を目標に工事を進めている旨の説明を工事関係者から受けました。

なお、このトンネル工事は長崎県が発注者であり、主要地方道棧原小茂田線道路改良工事でもあり、国県道路等整備促進特別委員会の所管事務と重複することに鑑み、当委員会の齋藤委員長に事前に連絡をとり、視察したことを申し添えます。

以上で、産業建設常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第8. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第8、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。9番、委員長、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 国境離島活性化対策特別委員会の調査状況、会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報告します。

本委員会は、平成26年4月16日午前10時より、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、小宮委員は欠席でありましたが、委員7名と作元議長にも同席いただき、行政側より財部市長、平間総合政策部長、小島次長の出席を求め、第6回特別委員会を開催いたしました。

調査の内容は、1、全国離島振興市町村議会議長会の国境離島に関する要請活動の報告について。2、国境離島特別措置法（仮称）の制定にかかわる国への陳情要望活動報告についてを協議いたしましたので、その概要を報告いたします。

国境離島に関する要請活動につきましては、3月27日、全国離島振興市町村議会議長会の7離島で行われた国境離島に関する要請活動について、作元議長より報告を受け、特別委員会として情報共有を行いました。

国境離島特別措置法（仮称）の制定にかかわる国への陳情要望活動については、今国会会期中の状況を谷川代議士事務所等より情報収集を行い、議長とも協議をし、日程等については、委員長一任といたしました。

本委員会での委員からの主な意見は、全国離島振興市町村議会議長会は、7離島で要請活動が行われたが、その後の市長会の活動について財部市長に質疑が集中いたしました。

その内容は、全国離島振興協議会でのさまざまな問題があることは理解できるが、市長サイド

で、この問題に対する意気込みが見えてこないなど、市長会に比べて議長会が先行して要請活動が行われていることに対し、市長会の状況についての質疑が集中し、市長より動きを加速させる旨の発言があり確認いたしました。

また、今後の本委員会の活動の一環として、県下3離島が一体となって活動を行うことが重要であり、本委員会で、壱岐市、五島市の市長、議長と意見交換会を行ってはどうかとの意見が出され、意見交換会を行うことに決定いたしました。

日程については、5月19日に、五島市において開催される三市二町の市長・町長・議長会議の前に意見交換会を行うこととし、派遣委員等については委員長に一任することにいたしました。

次に、第6回開催の本特別委員会の折、決定されました国境離島特別措置法（仮称）にかかわる壱岐市、五島市との意見交換会の概要について報告いたします。

1、日程、平成26年5月12日から13日。2、派遣委員、国境離島活性化対策特別委員会、長委員長、山本委員、船越委員、上野委員、同行者、議会事務局、松本次長、派遣先、壱岐市、五島市。

5月12日午前10時より、壱岐市役所会議室において意見交換会を行いました。壱岐市側出席者は、白川市長、中原副市長、町田議長、鶴瀬副議長、常任委員長2名ほか担当職員3名であります。

概要については、白川壱岐市長の発言内容を中心に報告いたします。

1、白川市長は、全国離島振興協議会の会長である立場上、国境離島のことが声高に言えない状況である。

2、離島振興法の附則に明記されている特に重要な離島については、離島振興法予算は国土交通省関連であるため、中国・四国地方の内海離島5件は、離島振興予算に影響が出るのではないかと考えており、理解が得られない大きな理由である。

しかしながら、奄美、沖縄、小笠原は、全国離島振興協議会に所属しており、国境離島関係自治体も、全離振を脱会するのではなく、国境離島関係予算は、内閣府の予算で検討されていることの認識を深めていく。

3、5月20日に開催される、長崎県離島振興協議会総会において、特に重要な離島について特別決議を行い、5月28日から29日の全国離島振興協議会総会においても、特別決議を行う予定である。

4、白川市長自身は、全国離島振興協議会の会長である前に、壱岐市の市長であることを強調された。また、特別措置法が制定されることにより、航路運賃の低廉化の窓口になるのではないかと期待している。

5、佐藤正久参議院議員が提案されているのは、国防を優先したもので、壱岐と対馬を比較す

ると、重要視されるのは対馬ではないか。それよりも振興にシフトした法案が重要ではないか。

6、谷川代議士も、新法制定については力を入れていただいております、3島協力してこの問題に対処しなければならない。全国離島振興協議会副会長の松田隠岐の島町長とも話を進めていきたい。

また、町田議長からは、7、対馬市、五島市が特別委員会を設置されており、壱岐市も6月定例会で設置する方向で検討したい旨の話があり、それぞれの件について意見交換会をいたしました。

5月13日午前10時より、五島市役所会議室において意見交換会を行いました。五島市側出席者は、中野副市長、荒尾議長、清川副議長、国境離島活性化推進特別委員会林委員長ほか7名、久保秘書公室長及び事務局の2名であります。

意見交換会の概要について報告いたします。

1、五島市は、国境離島活性化推進特別委員会を3月に立ち上げましたが、まだ活動していない状況であり、今後の活動の参考にしていきたい。当面は、国境離島特別措置法の制定に向け、対馬市が陳情活動を行っているのであれば、五島市も声をかけていただき、一緒に行動していきたい。

2、要望書、提言書については対馬市独自のものであり、五島市の要望については、五島市で取りまとめて作成していきたい。

3、領土保全と国境地域の無人化防止にかかわる特別措置の2本立ての中で、領土保全については理解が深まっているものの、無人化防止にかかわる特別措置については、雇用の場の確保と航路の低廉化に向けて、谷川代議士が力を入れていただいております、3島で後押しをできるように陳情、要望を行っていることで認識したい。

4、対馬市の提言書の中で、国際避難港についての課題が記述されていないが、中国漁船は近代化が進み、状況が変わっているので、五島市としては、提言書の中で記載していくべきか検討したい。

5、五島市では、自衛隊増強問題が検討されており、対馬市の過去の活動状況の概要を説明し、自衛隊増強は長期になると思われるので、新法制定を優先していくことで一致した。

今回の意見交換会では、3島議会が特別委員会を設置することで足並みがそろそろ予定であり、連携を取り合い、活動をしていくことで一致した。市長側としても、連携を深めた動きをお願いして意見交換会を終了いたしました。

平成26年6月2日午後1時30分より、対馬市役所別館第2会議室において、初村委員は欠席でありましたが、委員7名と作元議長にも同席いただき、行政側より財部市長、平間総合政策部長、小島次長の出席を求め、第7回特別委員会を開催いたしました。

調査の内容は、国境離島特別措置法（仮称）にかかわる意見交換会報告について、壱岐市、五島市を協議いたしましたので、その概要を報告いたします。

5月12日、13日の国境離島特別措置法（仮称）の制定にかかわる壱岐市、五島市との意見交換会の概要について委員長より報告を行い、特別委員会として情報の共有を行いました。

また、5月19日の三市二町の市長、町長、議長会議で、財部市長が提案された、国境離島の重要性を訴えるキャンペーン及びしまとく通貨との関連について、市長の考え方、5月20日に開催された、長崎県離島振興協議会での協議概要について等、第6回委員会以降の市長の行動について報告を受け、国境離島特別措置法（仮称）制定に向けた県下及び国内情勢についても、特別委員会としての情報共有を行いました。

特筆すべき事項として、5月28日、29日開催の全国離島振興協議会総会において、特に重要な離島についての特別決議が、全離振理事会において要請へと繰り下げられ、全国離島振興協議会の現状が改めて浮き彫りとされたところであります。

市長からの報告の中で、国境離島としまとく通貨をあわせた1時間番組を作成し、10月、11月に東京を主体に全国キャンペーンを行っていきたい。5月20日の県離振総会の中でもキャンペーンを行っていくことに決定しているとのことあります。

また、6月14日に、太田国土交通大臣が長崎においでになりますので、その折に、県離振、市町長会で時間をとっている中で、議長会としても今後の共同活動をどのようにするのか、三市二町で協議する場を持たないか、検討していただきたいとのことあります。

作元議長からの報告では、関係7離島の議長会としては、隠岐の島町をはじめ、積極的にこの問題に取り組んでいくことを確認している。法案については、国防と振興で別々の法案提出で進んでいたが、谷川代議員と佐藤正久先生との話し合いの中で、1つの法案としてまとめ、国境離島新法は、内閣府からの予算を獲得する方向で検討されており、今会期中の成立は難しい状況であるが、秋の臨時国会に向け、周辺整備も含めて、谷川代議員が主体的に準備を進められている旨の報告を受けました。

また、委員からの主な意見として、1、6月定例議会で壱岐市が特別委員会を設置する予定であるので、3市の特別委員会として会議のみでなく、中身のあるものとして連携をどうするのか。2、3島合同の要望書を作成し、秋の臨時国会前に、再度、上京して陳情すべきではないか。3、国境離島のキャンペーンについては、秋の臨時国会前に早くできないかななどの意見が出され、次のとおり決定されました。

1、壱岐市の特別委員会が設置された後、3市の特別委員会の委員長で合同会議を行う方向で調整する。

2、7月27日開催される佐藤正久先生の「国境を守るために」をテーマとした対馬市での講

演会については、特別委員会としても積極的に参加していく。

3、東京陳情については、秋の臨時国会に合わせて、谷川代議士、並びに市長、議長と相談しながら、日程等については、委員長一任とすることに決定しました。

以上で、国境離島活性化対策特別委員会の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） ちょっと勉強不足で私もわからんとですが、関係7島、この全国レベルの中で、国境という言葉の離島の線引きを7島ほど考えている中での協議を進行中。
7島についての島の名称を教えてください。

○議長（堀江 政武君） 休憩します。

午後1時45分休憩

午後1時45分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） ただいまの御質問にお答えいたします。

7島についての御質問であります。北海道が利尻富士町、奥尻町、新潟県の佐渡市、島根県の隠岐の島町、それから対馬市、壱岐市、それから五島市であります。

○議長（堀江 政武君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 長崎県の3島の中で、よく事情はわかるんですが、国境という定義の中で、対馬が外洋にある中で、壱岐は、それから内海に、内海といいますが、外洋上ですが、そのラインは、本土並みですか、寄りですが、そこらに他の地域からそういうふうな線引きに苦言というか、いろいろな議論というのはございませんか。

ちょっと私は、その辺、長崎県を中心に先行された中で、そこらが全国のレベルの中で疑問というか、ないかなというふうなちょっと思ったものですから、さきの7島の意味はそういう意味で申し上げたわけですが、その辺、もしあれば、ちょっと心配をしております。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） お答えいたします。

まず、壱岐市の件ですけども、先ほどの報告の中でもちょっと触れましたが、壱岐市の白川市長の発言の中でも、やはり壱岐市と対馬市のその立場の違いといいますが、どうしても、この国境離島ということに関しては、対馬市がある程度、優先されて考えられているんじゃないのかというふうなことで、国防だけを考えますと、非常に壱岐市はそれに対して該当するのか。振興の

ほうにも、シフトして考えてもらいたいというようなことが、壱岐市のほうからの話がありました。

それから、もう一点のいわゆる内海離島、外海離島、国境離島の関係ですけども、報告の中でも一部触れましたけれども、四国・中国地方の5県は、いわゆる瀬戸内海ですけども、内海離島に属しておるといふような関係で、特に全国離島振興協議会の一員でもありますので、そのあたりがどうしても、一部、反対の声が出てくるということでもあります。

その主な原因としましては、やはり離島振興法予算の関係が少し絡んでくると。離島振興予算、先ほど申しましたように、離島振興予算は、国土交通省関係の予算ですけども、その予算が、いわゆる国境離島の特別措置法が制定されることによって、離島振興予算に影響が出るのではないかと。

いわゆる削減は、いや分配といいますか、そのようなことになるのではないかというふうなことで、内海離島からの一部、やはり抵抗があるということは事実でございます。

これは、県選出の谷川代議士も非常にそこを一番心配なさり、内海離島の国会議員の方にも、先生方にも、そのあたりの旨を十分お話をされているというふうな状況でございます。

以上です。

○議員（16番 大浦 孝司君） 終わります。

○議長（堀江 政武君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第9. 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第9、国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

12番、委員長、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） それでは、国県道路等整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により報告をいたします。

本委員会は、国道・県道の未改良区間の整備促進と、比田勝～博多航路の改善に伴うフェリーの新船建造の推進について、対馬振興局長及び長崎県知事への陳情・要望活動を実施いたしました。

まず、平成26年5月16日午後1時より、対馬振興局応接室において、野嶋振興局長をはじめ、吉富管理部長、馬場建設部長、ほか担当職員の出席をいただき、財部市長とともに作元議長並びに本特別委員会7名により、陳情・要望活動並びに意見交換会を行いました。

財部市長より今回の要望事項に係る対馬市の現状とこれまでの市の取り組みについて、要望書の提出とともに、知事に対しても陳情・要望を行うことについて報告をいたしました。

本年4月に着任されました野嶋振興局長、馬場建設部長から、それぞれ県の取り組みについて説明がありました。

また、今回の県知事への陳情・要望について、野嶋振興局長より、私からも知事へしっかりお願いをしておきますと力強い言葉をいただきました。

対馬市の地域・産業・経済の低迷に伴う人口減少の影響は大きく、対馬市の発展のためには、道路整備、海上航路の改善こそ最も重要な社会基盤であります。特段の御高配を賜りますようお願い申し上げ、振興局長への要望活動といたしました。

次に、長崎県知事への要望活動について報告をいたします。

平成26年5月27日午後3時より、長崎県庁3階特別応接室において、財部市長とともに本特別委員会6名で、中村知事をはじめ、新井企画振興部政策監、浅野土木部長に対し、陳情・要望を行いました。

財部市長より、挨拶と市政に対する県へのお礼、陳情に関する対馬市のこれまでの経緯の説明、さらなる振興の推進について要望をいたしました。

委員長より、要望書の提出にあわせて、対馬市における道路整備事業の実施について、県当局に対し、鋭意御尽力を賜りましたことに感謝の意を申し上げました。

人口減少に伴い、小学校、中学校の統合による安全な通学バス路線の改良・確保と、観光客の増加に伴う大型観光バスの増加、産業トラックの大型化による未改良道路の危険性等々、課題は山積している状況を鑑み、更なる道路改良の必要性について、特段の御高配を賜りますよう要望をいたしました。

中村知事は、対馬市の道路環境については御理解いただいている様子で、課題は財源確保であり、優先順位をもって整備にあたっていきたいとのことでした。

比田勝～博多航路のフェリーの更新については、大変難しい問題であり、リプレイス事業による更新は現実的に厳しく、県としても、今後、知恵を出し、よりよい方向性を見出していくよう検討していきたいとのことでした。

離島対馬と本土との格差是正につながる海上航路改善こそ、最も重要な施策であります。比田勝～博多航路は、対馬島民の北の玄関口として、流通、観光、進学、就職等々、島の経済を担う重要な航路として親しまれてきました。安全で人に優しい新船フェリーの就航は、北部住民の長年の念願であります。県当局の特段の御高配を賜りますことをお願いし、知事への要望を終わりました。

今回、委員会の総意であった長崎県知事への陳情活動でありましたが、意見交換もでき、意義

ある活動でございました。今後に期待し、状況を見ていきたいと思っています。

以上で、国県道路等整備促進特別委員会の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時休憩します。2時10分より再開いたします。

午後1時56分休憩

午後2時09分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第10. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（堀江 政武君） 日程第10、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 長崎県病院企業団議会議員の活動及び審議内容について、次のとおり報告いたします。

平成26年第1回長崎県病院企業団議会定例会は、平成26年3月28日長崎市出島町県農協会館において、午後1時30分から議員11名の出席により開会され、対馬地区は大浦孝司議員と私、2名の出席です。

会期は1日間と決定され、会議録署名議員に種村繁徳議員、前田あおい議員が指名され、議事に入りました。

まず、米倉企業長より開会の挨拶があり、前定例会以降の重要事項についての報告と、本定例会に提出された議案についての説明がありました。その内容について、簡潔に報告いたします。

まず、次の各項目についての説明がありました。

地域医療の現状と課題について、診療報酬改定について、企業団病院の経営状況について、医師確保の取り組みについて、看護師等確保の取り組みについて、対馬病院建設工事の進捗等について、奈留医療センターの開設について、壱岐市民病院の企業団への加入要望等について、医療訴訟について。

以上の項目についての説明がありましたが、そのうち、診療報酬改定について、医師確保の取り組みについて、企業団病院の経営状況について、対馬病院建設工事の進捗等について報告をいたします。

まず、診療報酬改定については、平成26年度の診療報酬改定につきましては、診療報酬本体

部分でプラス0.7%、薬価、材料部分でマイナス0.63%、全体としてプラス0.1%の改定となりました。3改定連続してのプラス改定となり、新たに900億円の基金が創設されることとあわせると、一定の評価ができるとの説明でありました。

次に、医師確保の取り組みについては、平成26年度の医師配置につきましては、県の養成医師、長崎大学等からの派遣医師や公募医師等により、昨年度同数の140名を配置できる見込みとの説明がありました。

また、医師確保対策については、募集活動の充実、強化を図るため、昨年1月に開設したホームページ「長崎メディカルネット」の活用のほか、ながさき地域医療人材支援センターが実施する県外での医師募集活動に参加し、企業団病院をアピールするなど、引き続き積極的に取り組んでいくとのことでした。

企業団病院の経営状況については、平成25年度の経営状況は前年度に比べ、入院患者数の減少や地方交付税の減等による減収が見込まれておりますが、外来患者数は堅調に推移し、外来収益は増収見込みであること、入院患者数が回復基調にある病院もあること等から、最終的には4年連続して経常収支の黒字が確保できるものとの説明がありました。

最後に、対馬病院建設工事の進捗等についてであります。

対馬病院（仮称）建設工事につきましては、杭工事の際の地中障害物の処理に不測の日数を要し、これまであらゆる手段で工期短縮に努めたが、職人の確保難等もあり、建設工期を3カ月程度延長せざるを得ないと判断し、これに伴い、工事竣工が平成26年12月となりますが、平成27年春の開院を目指して、入院患者の安全な移転や2病院からの円滑な医療継続など、着実に事業を進めてまいりたいとの説明がありました。

以上4項目について報告いたします。

次に、本来の議案であります条例議案2件、予算議案1件、人事議案1件、計4件の提案がありました。第1号議案、長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、第2号議案、長崎県病院企業団退職手当引当金条例の一部を改正する条例、第3号議案、平成26年度長崎県病院企業団病院事業会計予算、第4号議案、長崎県病院企業団監査委員の選任について議会の同意を求めることについて。

以上、4件であります。

第1号議案は、上五島病院の診療科目に循環器内科を追加するものであります。

第2号議案は、地方公営企業会計制度の見直しに伴い、新会計基準が平成26年度の予算決算から適用することとなっており、新会計基準におきましては退職手当の引き当てが義務化され、名称につきましても「退職給付引当金」とされたことから、この条例の名称について「退職給付引当金積立金条例」に改め、所要の見直しを行うものであります。いずれの条例も施行期日は平

成26年4月1日であります。

第3号議案、平成26年度長崎県病院企業団病院事業会計については、収益的収支では総収益が255億8,000万円、総費用が266億6,000万円、収支差では平成26年度については10億8,000万円の赤字となっておりますが、経常収支差では2億5,600万円の黒字で、その点についてはほぼ前年度並みの予算ということで計上されており、新会計基準適用に伴う影響は全て会計処理上のものであり、経常収支での黒字化を確保していけば、これまでと同様に安定した経営が図られるという説明がありました。

次に、資本的収支では、収入総額が88億円、支出総額が115億円、収入が支出に対しての不足する額27億円は過年度分損益勘定留保資金等で補填するということでもあります。

対馬3病院の予算について説明をいたします。

新病院関連予算で、建設工事費が48億4,600万円、設計管理委託費が7,400万円、職員宿舍建設工事費が5億4,400万円、これに伴う管理委託費が700万円、電子カルテを含む医療機器については15億7,500万円で、合計70億4,600万円であります。

平成25年度の繰越額については、対馬市が財源として同意を受けている過疎対策事業債見合いの事業費10億5,000万円まで減額し、繰り越しを行い、これにより平成26年度の建設改良費の執行予算は、合計で81億1,600万円となります。そのほかでは、中対馬病院に超音波診断装置1,750万円、上対馬病院にセントラルモニター式1,300万円購入予定であります。また、上対馬病院にスプリンクラー設置工事9,200万円を予算計上しております。

次に、第4号議案は、監査委員、津留崎義美議員の退任に伴い、新たな監査委員に葺本昭晴議員を選任しようとするものであります。

第1号議案、第2号議案、第3号議案ともに慎重に審議し、3件とも原案のとおり可決されました。第4号議案も原案のとおり同意することに決定いたしました。

なお、議案外として、平成25年度長崎県病院企業団病院事業会計決算見込みについて、地域医療再編等の状況について、壱岐市民病院の長崎県病院企業団への加入要望についての資料説明がありました。

その後、荒尾正登議長から、一身上の都合により議長の職を辞職したい旨の辞職願が提出され、議長の辞職を許可することに決定されました。後任の選出について、全員協議会において指名推薦の方法をとることに決定し、その結果、議長に大浦孝司議員を推薦することとなり、本会議において、対馬市選出の大浦孝司議員を議長に選出することに決定いたしました。

以上で、長崎県病院企業団議会議員の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 1 1. 承認第 1 号

日程第 1 2. 承認第 2 号

日程第 1 3. 承認第 3 号

日程第 1 4. 承認第 4 号

日程第 1 5. 承認第 5 号

○議長（堀江 政武君） 日程第 1 1、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 2 5 年度対馬市一般会計補正予算（第 8 号））から、日程第 1 5、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 2 5 年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号））までの 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容について説明いたします。

本案は、平成 2 5 年度対馬市一般会計補正予算（第 8 号）を去る 3 月 3 1 日付で地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の補正は、地方消費税交付金、地方交付税などをはじめとする交付金の額の確定によるもの、及び事務事業の決定による財源調整が主なものでございます。

それでは、予算の内容について説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。平成 2 5 年度対馬市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによることを規定をし、第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 8, 7 5 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6 2 億 2 7 0 万円とするものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2 ページから 7 ページにかけての「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものとしてございます。

第 2 条、繰越明許費の補正は、8 ページから 1 1 ページにかけて記載をいたしております「第 2 表繰越明許費補正」によるものとし、繰越明許費について追加、変更及び廃止をいたしております。追加といたしましては、農道整備並びに消防団拠点施設整備の 2 件、また補正 6 号及び 7 号にて議決いただきました繰越明許費のうち、特別養護老人ホーム繰出金をはじめとした 3 8 件につきまして、その繰越額を変更し、漁港施設機能保全事業外 1 件を廃止をいたしております。

ます。結果、翌年度へ繰り越す事業は、合わせまして80件、50億5,974万円となっております。

第3条、地方債の補正は、10ページから11ページにかけて記載いたします「第3表地方債補正」によるものとするものでございます。事業費の決定により追加及び変更し、起債限度額を65億1,520万円と定めております。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、主なものを説明いたします。

まず、歳入でございますが、予算書は18ページをお願いいたします。2款地方譲与税から、22ページの11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の確定によりそれぞれ増額をいたしております。

また、10款地方交付税につきましては、普通交付税を2億4,790万4,000円、特別交付税を2億8,287万9,000円それぞれ追加をし、交付額の合計は普通交付税155億9,589万4,000円、特別交付税12億1,287万9,000円となっております。

24ページをお願いいたします。14款国庫支出金並びに28ページからの15款県支出金につきましては、事業費等の決定に伴い、負担金、補助金等の追加または増額でございます。

32ページをお願いいたします。16款財産収入2項財産売払収入は、本年度作業の市有林整備事業による立ち木の売払収入でございます。この売払収入は基金へ積み立て、後年度の事業に備えるものでございます。

17款寄附金2目指定寄附金179万8,000円につきましては、ふるさと応援基金74万5,000円、ツシマヤマネコ基金105万3,000円となっております。この寄附金につきましても、それぞれ基金へ積み立てるものでございます。

18款繰入金につきましては、財源調整の結果、さきに予定をいたしておりました基金からの繰り入れの必要がなくなりましたので、それぞれ減額をいたしております。

34ページをお願いいたします。20款諸収入5項雑入でございますが、3,255万2,000円を増額をいたしております。これは、県後期高齢者医療広域連合等へ派遣をいたしております派遣職員の人件費の負担相当額の歳入でございます。

21款市債につきましては、それぞれ事業費の決定により、1億4,120万円の減額となっております。

次に歳出についてでございますが、40ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費につきましては、7目企画費4,006万7,000円の減が主なものでございまして、今年度尾崎地区、豊玉の唐洲地区に整備いたしましたケーブルテレビネットワーク整備事業の執行残による工事請負費の2,418万5,000円を含め、2,709万7,000円の減。19節負担金、補助及び交付金で、対馬市地域公共交通活性化協議会負担金458万1,000円、同じく航路

運賃割引事業補助金 778万8,000円の減が主なものでございます。

42ページをお願いいたします。4項選挙費でございますが、長崎県知事選挙費並びに農業委員会委員選挙費の事務費につきましては、それぞれ減額をするものでございます。

46ページをお願いいたします。3款民生費でございますが、2項児童福祉費、48ページの3項生活保護費につきましては、それぞれ扶助費の減額でございます。

4款衛生費1項保健衛生費につきましては、1目保健衛生総務費、繰出金の診療所特別会計繰出金600万円、簡易水道特別会計繰出金503万5,000円、それぞれ不用による減。50ページの4目環境衛生費の合併処理浄化槽設置事業補助金1,019万3,000円は、事業費の決定による執行残の減。2項清掃費1目清掃総務費につきましては、委託料の生ごみ・廃食用油資源再利用実証実験業務委託料696万円の減。2目塵芥処理費は、廃棄物等の処理に係る材料費、処理委託料などの不用分でございます。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の4,150万5,000円の減は、52ページの13節鳥獣対策総合支援業務委託料798万6,000円の減。19節のイノシシ捕獲補助金2,018万円の減。

2項林業費2目林業振興費4,344万4,000円の減は、13節特用林産物担い手・選別作業員育成事業委託料361万7,000円、森林経営計画策定推進事業委託料203万4,000円、54ページの19節負担金、補助及び交付金の各事業補助金3,905万1,000円の不用額の減が主なものでございます。また、25節積立金につきましては、市有林整備事業にて売り払った立ち木売払収入を積み立てようとするものでございます。

3項水産業費2目水産業振興費につきましては、各事業費の不用額減のほか、19節負担金、補助及び交付金の漁業用燃油高騰対策事業補助金で不足額1,700万円を追加するものでございます。

また、4目漁港建設費は、市営、県営漁港の施設整備に係る工事請負費負担金等の減額または追加でございます。

56ページをお願いいたします。7款商工費でございますが、2目商工振興費1,180万3,000円の減。58ページの3目観光費1,389万円の減につきましては、それぞれ各事業費の決定に係るものでございますが、3目観光費、工事請負費の韓国展望所、豊砲台跡観光ルート整備工事95万3,000円の追加は、17節公有財産購入費からの組み替えでございます。

60ページ、25節の資金積立金は寄附金を積み立てようとするものでございます。

8款土木費2項道路橋りょう費につきましては、それぞれ事業費の決定などによる事業費の組み替えでございます。

62ページをお願いいたします。5項都市計画費につきましても、事業費の決定による不用額

の減でございます。

9款消防費は、非常備消防の費用弁償の減など、事業費の決定による不用額を減額いたしております。

64ページをお願いいたします。10款教育費の2項小学校費、3項中学校費につきましては、20節扶助費の就学援助費の不用額、及び小学校費で教職員住宅の解体工事、スクールバス購入事業の不用額の減でございます。

66ページをお願いいたします。4項幼稚園費351万2,000円の減は、旧巖原幼稚園と旧久田幼稚園の統合に伴います通園バス購入、幼稚園備品購入の不用額等でございます。

68ページをお願いいたします。11款災害復旧費につきましては、それぞれ事業費の決定によるところでございます。13節諸支出金190万3,000円の旅客定期航路事業特別会計繰出金の追加につきましては、赤字航路事業補助金の減による財源調整によるものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括議題になりました承認第2号及び承認第3号につきまして、その提案理由と内容について、続けて御説明申し上げます。

承認第2号、本案は平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号）を去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、年度内事業費の確定により減額補正するものであります。

1ページをお願いいたします。平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,791万7,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明申し上げます。8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は600万円を減額し、一般会計からの繰入金を1億1,793万8,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。2款医業費1項医業費2目医業用消耗機材費は、主に注射器等の購入費であります。2月、3月の流行性疾病等に備えて予算を確保しておりますけれども、不測の事態を回避し、年度内業務が完了したため、300万円を減額するものであります。

また、3目医業用衛生材料費は主に医薬品代等の予算であります。先ほどと同様の理由により、300万円を減額するものであります。

続きまして、承認第3号に移らせていただきます。

承認第3号、本案は、平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認を求めますのでございます。

今回の補正予算は、国県の支出金、交付金等の歳入の決定、及び事務事業費の決定等による増額が主なものであります。

1ページをお願いいたします。平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,049万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,371万5,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款国庫支出金1項国庫負担金は、療養給付費等負担金を事業費総額の増減により871万7,000円を増額しております。2項国庫補助金は、財政調整交付金を1,176万9,000円減額しております。

4款1項療養給付費交付金は、退職被保険者療養給付費に係る交付金でございますが、拠出対象額の減などにより、2,015万5,000円を減額しております。

6款県支出金2項県補助金は、県財政調整交付金を1億369万9,000円増額しております。普通交付金が調整率の増によるもの、特別交付金が事業費の減によるものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款総務費から6款介護納付金までは国庫支出金、県支出金等の確定による財源内訳の変更であります。

12ページ、13ページをお願いいたします。8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は7万円を減額しております。

9款基金積立金は、剰余金の一部を財政調整基金に積み立てるもので、8,056万2,000円を追加しております。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） ただいま一括議題となりました承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由とその内容を説明申し上げます。

本案は、平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）を去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、事業費の確定による減額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,689万6,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。1款1項事業収入は、利用客の減少等により、48万2,000円の減額。

2款国庫支出金1項国庫補助金は、離島航路構造改革補助金の確定により、3万4,000円の減額。

3款県支出金1項県補助金は、航路事業補助金の確定により、208万7,000円減額しております。

4款繰入金1項他会計繰入金は、事業収入及び県補助金等の減額により、一般会計繰入金を190万3,000円追加をしております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ及び11ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は県支出金等の減額による財源内訳の変更であります。

2款1項施設費1目施設管理費は、燃料費及び修繕料の減により、合わせて70万円減額しております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう
よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） ただいま一括議題となりました承認第5号、専決処分の承認を求め
ることについて、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本案は、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を平成26年3月
31日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条
第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

今回の補正は、事業費の確定による減額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成25年度対馬市の簡易水道事業特別会計補
正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補
正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,444万3,000円を減額し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,416万6,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものとするものであ
ります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、6ページ、7ページをお願いいたします。1款分担金及び負担
金1項負担金1目新設加入負担金は、210万円の増額補正で、321万3,000円となりま
す。水道利用加入金の追加によるものでございます。

2款使用料及び手数料2項手数料1目水道手数料は、21万円の増額補正で、26万5,000円
になります。新設加入に伴う工事竣工検査手数料の増額によるものでございます。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、503万5,000円の減額補正で、
2億6,510万円となります。主なものは、建設費の減額によるものであります。2項簡易水
道繰入金1目簡易水道基金繰入金は、1,391万2,000円の減額補正で、3,119万円と
なります。主なものは、建設費の減額に伴う基金繰入金の減額によるものであります。

8款諸収入1項雑入1目雑入は、219万4,000円の増額補正で、989万4,000円と
なります。主なものは、水道管移設補償の減と建物共済金による雑入の増によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費は、
81万4,000円の減額補正で、1億5,697万8,000円となります。内訳といたしまし
ては、7節賃金、13節委託料の減額によるものであります。2目施設管理費は、349万円の

減額補正で、1億2,231万7,000円となります。主なものといたしましては、11節需用費の光熱水費、修繕料等の減額と、13節委託料の減額によるものでございます。2項水道建設費1目水道建設費は、1,013万9,000円の減額補正で、1億8,377万1,000円となります。15節工事請負費の減額によるものであります。

以上で、提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、承認第1号に対する質疑はありませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 承認第1号ですね。第1号関係で、この3款の民生費、この中の老人福祉費の関係で、1点お尋ねをいたします。

これは、ことしの3月の18日の長崎新聞です。ここにこのような記事がございます。対馬市の社会福祉法人に対し、裁判長が約330万円の支払いを命じております。そして、控訴をするというふうな記事がございます。既に、控訴はしてはいないということは、結審を既にしております。このような社会福祉法人、対馬市は管理指定の委託の業務を結んでいるのか、いないのか、あるのか、ないのか。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。

午後2時55分休憩

午後2時56分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

答弁は（「あるかないかだけ」と呼ぶ者あり）

福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） それでは、福祉部のほうから説明をさせていただきます。

この3月18日付の長崎新聞の社福法人と、市が管理規定を結んでいるかどうかということでございますが、指定管理によりまして3つの事業を指定管理させております。

○議長（堀江 政武君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） そうですね、指定管理をしていると思います。当然、指定管理をするわけですから、お互いに契約書といいますが、そういうのを交わすわけですが、先ほど申しましたように、結審をしてから約2カ月以上たってます。そして、この指定管理については管理運営に関する基本協定書を作成いたします、これ手元でございますけども。

この中の業務状況報告ということで、第5条の3項ではこのように謳っております。「管理業

務に関して必要に応じ報告を求め、実施に調査し、または必要な指示をすることができる」と。
先ほど申しましたように、既に結審をしてから2カ月以上を経過をしているわけですが、
このような状態が発生をしたということであれば、これに謳うように必要に応じ報告を求めたの
か、実施調査をしたのか、または必要な指示をしたのか、これはどうなんでございましょうか。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） 私どもは1つ関連する業務を指定管理をしておりますが、その件に
ついて報告をさせていただきます。

社会福祉法の改正によりまして、平成25年4月より同一市内で事業を実施している社会福祉
法人につきましては、法人の所管が県から市のほうへ権限移譲がなされました。なお、社会福祉
施設、施設そのものについてはこれまでどおり県の所管となっております。

対馬市といたしましては、施設を所管をしております県と連携を図りながら、社会福祉法に基
づく同法人の指導、監査を実施することといたしております。今、計画をしております。

○議長（堀江 政武君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私が先ほど申し上げた件については、今後するというこ
いでい
いんですね。

それと、先ほど申しましたように管理をするわけですから、この基本協定書を結びます。これ
は、これから調査をするということだから、ちょっと頭に留めていただきたいと思うんですが、
この基本協定書の第13条に指定の取り消し及び管理業務の停止についてという項目がございま
す、13条です。11条及び12条の指示に従わないときと、そしてその他、乙というのは受け
るほうですが、乙の責めに帰すべき事由によりということ。これは、乙、すなわち管理を受
けたところの責任などによってという文面なんです。

既に結審をしたものについては、この責めに帰すべき事由の決定とみるべきことができると思
うんですが、この辺も踏まえてまた調査をするということですから、十分に調査をしていただ
きたい。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかに、5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 市長に専決処分、承認第1号に関連いたしまして、お伺いをいた
します。

市長の議会での発言の重みについて、市長はどのようにお考えなのかについてお聞かせいた
だきたいんです。というのは、一昨年、平成24年の9月議会から定例議会ごとに質問いたしま
して議論をしまいましたが、ごみの問題です。

市長は、昨年の12月議会において「善処します」と発言をされました。先の3月議会では、

その具体的な解決策の事務処理方法について議論をさせていただきました。そしてその積算について、事務方に「指示します」とまで議場で明言をされました。当然、市長の議会における約束でございますから、この専決1号にその処理の状況が報告されているものと思っておりましたが、この内容、精査しますと、全くその処理がなされておられません。

市長、議会での約束の発言は、その場限りの言葉遊びだったんですか。そして、もう、この件に関しましては、3年の契約期間も終了し、既に専決処分も終わっておまして、今からどんなに論議しようとも正常化する方法は全く見当たりません。

そこで、市長にお伺いするのは、この神聖な議場において、市長が発言された約束は一体なんだったのか、ということをお尋ねしたいわけです。まさか、議員に対して子供だましであったり、言葉遊びだったりするはずがないと思いますが、どうも結果的にそのような形になってしまいました。市長、言葉が過ぎるかもしれませんが、議会を愚弄するのもいい加減にしてください。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

市長、対馬市の重要な市政の決議機関である議会における市長の発言、約束の重みについてどのような考えでその場に座っておられるのか。しっかりとお聞かせいただきたい。このことは、今後の議会運営に重大な意味を持つ、そのことをしっかりわきまえて、心して御答弁ください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 決して議会を愚弄するとかいう思いはありませんが、先ほどおっしゃられました12月議会における善処するというお話し、発言ということがございました。洲上議員さんも思い出していただきたいんですけども、この議会の中ではなく、別室において洲上議員のほうから語気を強めて（「議長」と呼ぶ者あり）この問題について（「ちょっと御静粛に、まだ」と呼ぶ者あり）

○議員（5番 洲上 清君） ちょっと済みません。私はそのいろいろな経過を聞いてるんじゃないんです。議会での発言の重みについて聞いておるんです。

○市長（財部 能成君） その経過も必要だという思いで、今私は発言をさせていただいております。（「そうですか、しっかりやってください」と呼ぶ者あり）

前回は説明をさせていただいたと思いますが、私ども行政側が収集を委託しております、事業者の皆様方のお話を聞くということが、この10年来少なかったという指摘がまずありました。そのことを受けて善処をするべきではないかというお話しがあつたと。私は、善処いたしますということで、その事業者の方と日付は忘れましたが、その後2回ほどお会いし、私ども事務方のほうも会って事務の改善等をやっていくということで話をそこで終わった次第であります。

また、この補正の問題でございますが、これにつきましては3月議会終了後の3月20日の日に洲上議員さんともお話し合いをさせていただいたところでございますけども、25年の2月です

か、それぞれの収集事業者の皆様が集まっていたいて、方向性を出し、そして変更契約を結ばせていただくということになった次第であります。私ども顧問弁護士とも相談をする中で（「何を言ってるんですか、議会の議場での発言について問いよるんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江 政武君） ちょっと御静粛に。ちょっと市長も簡単明瞭に答弁願います。質問者は重みについての質問のようですので、重みについてを。（「重みは何か、弁護士のことや何の関係あるんですか」と呼ぶ者あり） ちょっと御静粛をお願いします。

○市長（財部 能成君） その前段の部分がきちんと伝わらないと思ってから言いましたが、今そのような（「伝わらなくていいよ、重みについて答えてください」と呼ぶ者あり）私はその前段のことがあっての発言を、ここでさせていただいたというふうに自分自身では思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 何を市長が言ってるのが全く理解できませんが。市長、うそをついてはいけませんよ。私は、子供のころからうそつきは泥棒の始まりと両親から習い、先輩からしっかり教え込まれて育ってきたんですが、市長はどうなんでしょうか。

市長がこの議会で堂々とうそをつかれては、市長本人が議会制民主主義をそのものを根底から否定しているということになるんですが、どうなんでしょうか。議会を無視して、独裁者でも目指そうかとしてるんでしょうか。

いずれにしても、この対馬市の重要な施策については、議会において真剣な議論が尽くされて、結果として市長の答弁によってその方向が示されて、それを議会が了としたときに市長がその執行をしゃっとして、実施をしていくということになるんじゃないでしょうか。しかし、結果として、結果はいろいろ言っても一緒ですが、結果として市長は発言とは全く逆の処理をなさってしまいました。

いわゆる、私は市長の発言はうそだったというふうに捉えました。市長が議場で約束したことは、当然守るべきでありまして、約束を破るなんてもってのほか。そのことを市長自身がわきまえていないなんて、市民の誰一人も考えもしないことでしょう。しかし、現実には専決予算では財部市長はきれいに約束を破ってしまわれました。あきれてしまいました。言葉が過ぎるかもしれませんが、市当局には市長、約束を破ってはいけませんよと、注意をするような人はいないんですか。それとも、トップがワンマン化してしまっちは人の話など耳に入るものではありませんよとおっしゃるんですか。

いずれにしても、これでは議場でどんなに市長と真剣な議論をして、市長がしっかりした発言をされても守ってもらえないようでは、全く信用することができません。これでは、議会の

行政に対するチェック機関としての役割を果たすことができません。今一度、市長、途中の経過は結構です。今後について、議会における市長の発言はどんなふうに思いながらなさるか、しっかりとお答えいただきたい。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどの発言の中で、うそつきは泥棒の始まりだと、どんな親の教えをしてるんだと、私の両親をなんとなく愚弄されたような気がしてなりません。（「そんなことは言っていない」と呼ぶ者あり）私には聞こえました。（「御静粛に願います」と呼ぶ者あり）決して私自身はそのような教育も受けておりませんし、自分自身がこの場でうそをついてるという思いはありません。

市民の皆さんに対しましても、その物事に対して真摯に取り組んでおるつもりでございます。全ての事柄が100%実現するとは私は言い難い部分ありますけれども、その途中経過のプロセスについてもしっかり取り組んでいくことが大切だと思っておりますし、それが市民の幸福につながるものと思つてうそつくことなくやつてるつもりでありますけれども、そのように捉えられた部分があるならば、私自身の現時点における勉強不足なのだろうというふうに反省をしております。

○議長（堀江 政武君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 言葉が過ぎたんでしょうか。何かお父さんのことまで私が言ったように捉えてしまわれましたが、そんなことはありませんからご休心ください。

市長の今の発言、非常に大切に受けとめました。しかし、私は約束は破られたというふうに判断してますから、この専決1号の補正予算（第8号）についてでございます。今後さらに、このような議会答弁と違う行政が執行されるには、心配多く思います。いわゆる、このまま承認すれば、何でも発言してどうでもできるんだというような、議会軽視が何か危惧されるんです。それがやがては議会軽視じゃなくて議会無視になっていきませんか、この財部市長の市政運営を大変危惧している者の一人でございます。

したがいまして、この専決処分については、もし不承認になっても専決処分の報告でございますから、市民生活には全く影響はございません。そういう意味合いから、財部市長、しっかりやってくださいという意味合いを込めて、猛省を促す意味合いにおいて、これは承認すべきものではないと思います。そういうことを、議長よろしくお取り計らいをいただきたいわけです。

それと、この約束が守られなかったことによって、幾つかの問題が派生してまいりますんで、一応、私が気の付いた分だけを申し述べますんで、これは質問ではございません。こういう問題が出てきますが、市長さんしっかり、あとさばいてくださいという意味でございますから、御回答は結構でございます。

その1点目です。市長さん、あなたは2年間にわたってごみの収集を業者に指示してその収集をさせていながら、その代価、私の積算ではおよそ200万円ぐらいと思いますが、その支払いを、精算を拒否されてしまいました。振り返りますと、その発端は単純な市当局のミスから始まっているんです。それは結構です。言っても始まりません。

もう支払わないんですから、この御迷惑をかけた収集業者に本当に迷惑かけましたと、いや御苦労さま、御苦労かけましたという言葉でも、一言もまだ聞いたことないんです。というのは、支払うつもりがあるからおっしゃらないとと思っていましたが、支払いようがないわけですから、その辺はしっかり礼儀として、市当局の礼儀として処理をお願いします。人間としての処理をお願いします。

2点目です。対馬市は、廃棄物の処理及び清掃に関する条例によってやっておられますが、この第14条によって、処理の手数料をごみ袋の販売によって手数料を徴収しております。この条例によりますと、市が行うごみ処理についてと限定して、手数料の徴収をごみ袋の販売で行っております。ところが、市が行ってないじゃないですか、支払いしてないから。市が行っていないごみの処理のごみ袋の手数料の収入は市のほうに入っているんですよね。この処理はどうしますか、周りのですよ。そのごみ袋の代金はどうされるんですか。それはしっかり後で処理してください。

3点目です。市長、この問題の議会でのやり取りの過程で、あなたは私の質問に対しまして、ある時期約束した調査を9カ月間ほったらかしにしてしまって何の報告もなかったです。私がどうなったんですかと責めたら、言葉に窮してしまいました。そして、私に対して、その責任としてしかるべき時期にその職を辞しますとおっしゃいました。もはや何のことだったかわかりませんが。

しかし、その後私はあなたと話して、善処するという言葉をいただいたんで、職を辞すことを次の翌々日ですか、月曜日の開会日に撤回されましたとき、善処されるんですからそれは結構ですと言いましたが、善処されないんですからその言葉は生きてくるんです。しっかりと後の処理をしてください。ここでは要りません。市民の皆さんはこの議場の思いを聞いてますから。市の市報でも何でも、記者会見でも結構です。しっかりとその辺のあなたの処理をされることを、されるはずですからお待ちしておきましょう。

いずれにしても、議長、私はこの専決処分案には承認するわけにはまいりません。しかるべき、お取り計らいよろしくお願いします。

○議長（堀江 政武君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑はないようでございますので、これで承認第1号に対する質疑は終

わります。

次に承認第2号から承認第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。5件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。5件は委員会への付託を省略することに決定しました。

暫時休憩します。再開は35分から再開します。

午後3時24分休憩

午後3時35分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

これから、各案ごとに討論採決を行います。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市一般会計補正予算（第8号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。承認第1号は起立によって採決します。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立少数です。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市一般会計補正予算（第8号））については、承認しないことに決定しました。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第2号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第2号は原案のとおり承認されました。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第3号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第3号は原案のとおり承認されました。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第4号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第4号は原案のとおり承認されました。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第5号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第5号は原案のとおり承認されました。

日程第16. 承認第6号

日程第17. 承認第7号

○議長（堀江 政武君） 日程第16、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）及び日程第17、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） ただいま一括議題となりました承認第6号、対馬市税条例等の一部を改正する条例、及び承認第7号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、承認第6号、対馬市税条例等の一部を改正する条例につきましては、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものであります。

議案書の12ページから21ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、平成26年度税制改正による地方税法の一部を改正する法律等が平成

26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、国税である地方法人税が創設されることに伴い、法人市民税の法人税割の制限税率を現行の14.7%を12.1%に改正いたしております。

また、軽自動車税の見直しが行われ、原付、軽二輪及び小型二輪については、平成27年度から標準税率の約1.5倍に、軽四輪車等については平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから、自家用乗用車等については標準税率の1.5倍に、その他の区分の車両については約1.25倍に引き上げられ、なおかつ、平成28年度からは最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率のおおむね20%の重課が導入されることとなっております。

今回の改正では、あわせて附則についても所要の改正が行われております。

なお、附則で、施行期日を平成26年4月1日といたしておりますが、各号に上げる規定は当該各号に定める施行期日を定めております。

続きまして、承認第7号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、平成26年度税制改正により地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案書の24ページをお願いいたします。

改正の主な内容は、国民健康保険税の後期高齢者等支援金課税額に係る課税限度額を現行の「14万円」から「16万円」に、介護給付金課税額に係る課税限度額を現行の「12万円」から「14万円」に引き上げられております。

また、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の世帯となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に世帯主を含めること、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額が現行の「35万円」から「45万円」に引き上げられております。

なお、附則で、施行期日を平成26年4月1日といたしております。

参考資料として配付いたしております、一部改正条例新旧対照表を御参照くださるようお願いをいたします。

以上で、承認第6号及び承認第7号について提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第6号及び承認第7号の2件を一括採決します。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）及び承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の2件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は原案のとおり承認されました。

あらかじめ申し上げます。本日の会議は議事の都合によって延長します。

日程第18. 報告第1号

日程第19. 報告第2号

日程第20. 報告第3号

日程第21. 報告第4号

○議長（堀江 政武君） 日程18、報告第1号、平成25年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第21、報告第4号、平成25年度対馬市水道事業会計繰越計算書についてまでの4件を一括議題とします。

各案について報告を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） 議案書の25ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました報告第1号、平成25年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本案は、平成25年度の一般会計予算で繰越明許費の議決をいただいております80件の事業につきまして、議案書の26ページから29ページに記載いたします繰越計算書のとおり翌年度に繰り越すものでございます。

以上、報告を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） ただいま一括議題となりました報告のうち、報告第2号、平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。議案書の31ページをお願いします。

平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

施設の改修工事に係るものでありまして、施設側との協議により、冬の寒冷時を避けるなど工程等の調整により翌年度へ繰り越すものであります。繰越額につきましては、さきに議決をいただきました範囲内で繰り越しをいたしております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） ただいま一括して議題となりました議題のうち、報告第3号と報告第4号は、いずれも水道局所管でございますので、続けて御説明申し上げます。

まず、報告第3号、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の33ページをお願いいたします。

平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越しました事業は、1款簡易水道費2項水道建設費の9,569万8,000円で、内訳といたしましては、仁田地区統合簡易水道整備事業6,186万1,000円及び雞知地区簡易水道整備事業3,383万7,000円でございます。

繰り越し理由でございますが、仁田地区統合簡易水道整備事業につきましては、道路改良事業等との兼ね合いから、工程調整に不測の日数を要したことによります。雞知地区簡易水道整備事業につきましては、導水ポンプ所施設用地について採石権が設定されており、その解除に不測の日数を要したためでございます。

続きまして、報告第4号、平成25年度対馬市水道事業会計繰越計算書について御説明いたします。

議案書35ページをお願いいたします。

平成25年度対馬市水道事業会計の建設改良費を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

繰り越しました事業は、1款資本的支出1項建設改良費の8,282万1,000円で、内訳といたしましては、3目簡易水道整備工事費の久和簡易水道基幹改良工事でございます。

繰り越し理由でございますが、久和簡易水道基幹改良工事につきましては、浄水場用地の取得に不測の日数を要したため、翌年度へ繰り越すものであります。

以上、簡単でございますが、報告第3号、報告第4号について説明報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから4件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号から報告第4号までの報告を終わります。

日程第22. 議案第56号

○議長（堀江 政武君） 日程第22、議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、国が推進いたします社会保障税・番号制度、いわゆるマイナンバー制度とっておりますけれども、その導入に係るシステムの改修経費、国境の島を国内外に広くPRし、国内外からの年間を通じた観光客の誘致及び北部振興につなげていくための対馬国境花火大会の開催事業、シイタケの種駒や原木に補助するシイタケ生産推進補助金の追加のほか、比田勝港国際ターミナル建設事業の継続費設定に伴う事業費の減、国の経済対策として、25年度補正（第7号）に前倒しして予算化をしました事業の減などが主なものでございます。

また、このたびの組織改正に伴い、中対馬振興部及び上対馬振興部を内部組織として立ち上げ、本庁部署と同等の取り扱いとしたところでございますが、市民の要望により機動的に対応できるよう、市道、農道をはじめ、河川、公園など施設整備の維持補修費として、両振興部へそれぞれ1,000万円ずつ予算化をしたところでもございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、平成26年度対馬市一般会計補正予算

(第1号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343億6,550万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけて記載をいたしております「第1表 歳入歳出予算補正」とするものでございます。

第2条、継続費につきましては、その経費の総額及び年割額を、6ページ、7ページの「第2表 継続費」によると定めております。これは、比田勝港国際ターミナル建設事業につきまして総額を5億3,780万円、その期間と年割額を、平成26年度3億630万円、27年度2億3,150万円とするものでございます。当初におきまして、平成26年度単年度での事業予定で予算化をしておりましたが、国庫補助金の交付が平成26、27年度の2カ年で交付されることとなったために継続費を設定するものでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の追加、変更、廃止を6ページ、7ページに記載いたします「第3表 地方債補正」によることを定め、地方債の限度額を65億3,390万円としようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

予算書の12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款地方交付税は、普通交付税を4,013万2,000円追加いたしております。

14款国庫支出金2項国庫補助金でございますが、1目総務費国庫補助金へ離島活性化交付金5,184万4,000円を追加、社会保障税・番号制度システム整備補助金といたしまして、徴税費へ596万1,000円、住民基本台帳費へ1,445万円を計上、6目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金といたしまして9,990万円の減、8目教育費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金、小学校費2,648万4,000円、14ページの中学校費1,504万5,000円をそれぞれ減額いたしております。このことは本年3月の定例会の折に説明いたしましたように、国の経済対策として平成25年度補正予算(第7号)に前倒しして予算化したもので、今回減額するものでございます。

15款県支出金2項県補助金でございますが、1目総務費県補助金へ緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金3,031万1,000円を追加、4目農林水産業費県補助金へ森林整備加速化・林業再生事業補助金5,817万円が主なものでございます。

18款繰入金2項基金繰入金でございますが、消防出張所移転事業の充当財源を当初予算の段階では振興基金より4,200万円繰り入れる予定でございましたが、離島活性化交付金を充当することとしたための財源調整でございます。

16ページをお願いいたします。

20款諸収入5項雑入でございますが、コミュニティ助成事業430万円、農地中間管理機構委託金312万円などを含め、836万1,000円を増額いたしております。

21款市債でございますが、それぞれ事業の増減により1億3,290万円を減額いたしております。

続きまして、歳出でございますが、なお、歳出につきましては別途参考資料をお届けをいたしておりますので、あわせてご覧くださいますようお願いいたします。

予算書の18ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費7目企画費4,583万4,000円でございますが、CATV施設の修繕料として、需用費に修繕料追加といたしまして1,747万2,000円、資料は1ページの上段に概略を説明いたしておりますけれども、国境の島として、国内外からの観光客の増加を図り、北部地域の振興につなげていくことを目的とした対馬国境花火大会開催事業に13節の委託料1,807万2,000円を含め、事業費といたしまして1,980万3,000円を計上いたしております。

また、19節負担金、補助及び交付金へ、長崎県離島振興協議会負担金300万円を追加いたしております。これは長崎県離島振興協議会がメディアを利用し、国境離島の現状などについて、全国に情報発信するキャンペーン事業の一部を負担するものでございます。また、上対馬町太鼓保存会並びに朝鮮通信使行列振興会の備品整備を図るため、コミュニティ助成事業補助金430万円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

2項徴税费、3項戸籍住民基本台帳費でございますが、マイナンバー制度対応システム整備委託料をそれぞれ894万3,000円、1,445万1,000円を計上いたしております。資料につきましては、1ページの下段並びに2ページの上段を御参照ください。

3款民生費1項社会福祉費につきましては、臨時福祉給付金につきまして、19節負担金、補助及び交付金へ、20節の扶助費から組み替えるものでございます。2項児童福祉費でございますが、13節委託料、子ども・子育て支援新制度対応システム整備に548万1,000円を計上、資料は、2ページの中段でございます。子育て世帯臨時特例給付金につきましても、臨時福祉給付金同様、19節へ組み替えるものでございます。

22ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費につきましては、7節賃金176万4,000円を含む農地中間管理事業委託業務の事業費といたしまして312万円が主なものでございます。資料は、2ページの下段でございます。

予算書の24ページをお願いいたします。

2項林業費でございますが、資料のほうは3ページに説明をいたしております。2目林業振興費13節委託料、森林施業プランナー養成事業に1,101万2,000円、対馬しいたけ後継者・選別作業員育成及び新商品開発事業に3,043万5,000円、19節にしいたけ生産推進補助金4,450万円の追加などが主なものでございます。

3項水産業費でございますが、2目水産業振興費、資料は、3ページの下段でございますが、水産加工の対馬ブランド化推進を図るための島おこし協働隊の活動経費といたしまして、報酬をはじめ432万2,000円、次に資料の4ページ上段に説明いたします、「2014釜山国際水産貿易EXPO」に対馬産水産物を出展する水産物流通拡大事業に350万円、26ページ、3目漁港管理費につきましては、漁港内照明灯のLED化を図るため、15節の工事請負費に200万円、19節の負担金、補助及び交付金に300万円、4目漁港建設費1,300万円の減につきましては、漁港施設整備事業の内容変更によるものでございます。

7款商工費3目観光費につきましては、11節需用費に施設修繕料292万6,000円、28ページ、18節の備品購入費に機械器具の購入118万2,000円などの追加でございます。

8款土木費2項道路橋りょう費、3項河川費につきましては、それぞれ市道、河川等施設の維持補修工事として、15節工事請負費にそれぞれ1,365万円並びに450万円追加をいたしております。4項港湾費2目港湾建設費につきましては、比田勝港国際ターミナル建設事業につきまして、先ほど説明いたしましたとおり、継続費として設定をし、2カ年で実施をするため、15節の工事請負費2億1,720万円減額をいたしております。

30ページをお願いいたします。6項の住宅費でございますが、資料は4ページの下段にございます。

県の事業を受け、住宅のバリアフリー化、省エネ、防災化など、住宅性能向上のためのリフォームを行おうとするものに対し、その一部を助成しようとするもので、事務費を含めまして838万円、それに市営住宅の施設整備に修繕料430万円を追加をいたしております。

9款消防費につきましては、災害時の避難者用の備蓄毛布購入費といたしまして356万4,000円を計上いたしております。

10款教育費2項小学校費並びに32ページの3項中学校費の校舎耐震化工事等でございますが、歳入の項でも説明いたしましたとおり、国の経済対策として平成25年度補正第7号に前倒しをして予算化したものでございまして、今回減額をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議をくださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 1点、国際の花火大会についてお伺いをしたいと思います。

この件については、市民の皆様、新聞でご覧になりましたので、いろいろ私もお話を聞いてまいりましたが、あまり芳しいお返事はいただけませんでした。というのも、一つは、島内の交流というか、島内のためのその花火という認識を持っていらっしゃる市民の方が多くて、この点についてはちょっと誤解があったのではないのかなとは思ってますけれども、その点について、本来、島内の花火大会であれば、市民の多くの方は、美津島であれば、いさり火まつりに2,000万円も投入するんだったら50万円でも配ってもらえればいいなという、そういう話は各町で聞かれたと思いますけれども、国際交流ということで、当初実証実験のときには、大型クルーズ船ですか、豪華客船、これが、当時花火のときにタイアップするという、こういう国際交流、かなりの大きな人的交流ということで議会も実証実験にオーケーをしたわけですが、今回、大型クルーズ船につきましては日程が間に合わないということで、非常に残念なことではありますけれども、ただ、私、今まで旅行に携わってた経験から、資料にもあります花火見学ツアーです。大型クルーズ船では日程は間に合わないんでしょうけれども、主催旅行、不特定多数を募集する。これについて、島内と韓国の人を不特定多数に募集して集めると。または、手配旅行です。定期便、または臨時便と通してお客様を集めて旅行すると。この点については、今まで携わった経験で、その旅行の内容によってはかなりの需要があるんじゃないかなと、私は、期待はこの点はしておりますけれども、ただ、今回、この1,980万3,000円の予算を組んで、現在のところ、そんな詳しい行程も何も決まっていない。花火が10月24、25で、国際、釜山のほうであります。一応その次の26日の予定で対馬は鰐浦で予定していると。実際、実証実験でこちらで花火を行って韓国から見えなかったわけですが、そういったお互いに国外から花火を見ようとしているのだから、そういったコンセプトがはっきりしない中で、今現在は決まっていなくても、総務文教委員会にかけられてははっきりしているのかどうかはわかりませんが、こういった危惧しているところは、現在のところ、旅行社とか航路会社にやっぱり旅行をセットしてもらうのは、市のほうで、こういったことでというイメージを訴えかけないと、決して旅行社も航路会社も、そういった旅行ツアーをセットしてくれないとは思いますが、そういったところ、会社が飛びつくような案は今持ち合わせているんでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいまの議員の御質問でございますが、旅行社とは、昨年12月ぐらいに2社程度と協議をいたしまして、当初予算で議決された場合、その議決後に会社としては、そういう旅行商品をつくっていきたいということで、予算が可決されていない状態で

は何とも組みがたいということの話はあっています。今のところは、さっきも話しましたように、クルーズ船については、ちょっと実施が遅いということで、今のところはクルーズ船については計画がされておられません。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） この2,000万円近くの予算を組んだ割には、もうちょっと精査をして取り組んでいただきたいなとは思っております。総務文教委員会で慎重に審査されると思うんですが、旅行社とか航路会社に丸投げというか、おんぶにだっこという形じゃなくて、どうか、どんなすばらしい旅行にセットできるかというのを訴えられるような、そういった流れ、導線を決めてもらえば、必ずすごいお客さんは集まってこれるものと期待しておりますので、中身をしっかり煮詰めていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 答弁はいいですね。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 予算書21ページ、それから、資料の2ページ、子ども・子育て支援新制度対応システム整備事業、ここに548万1,000円ですか予算化されておりますが、この資料を見るだけでは、この事業の内容がどういう内容かということがよくわかりにくいんですが、よかったらもう少し詳しく説明をお願いをいたします。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） お答えいたします。資料の2ページの中段に書かれているような改修委託料でございますが、支給認定、それから、給付費請求に対する審査支払い等、保育料を計算するためのシステムでもございます。一応私が調べているところは、そういうふうなシステムということでございます。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） ここ見ただけでは、改定するというふうに書いてあるんですが、システム全くないものから、今度新制度になるから新しく取り入れるんですか、それとも、従来あったものが制度が変わるから改定するんですか、そのあたりどうですか。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） 従来あったものを改定をいたします。

○議員（2番 小島 徳重君） そうですか。わかりました。

○議長（堀江 政武君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 黒田議員の関連でこの花火大会の件なんですが、金額にして約

2,000万、非常に大きな金額なんです、まず、3点ぐらい、まず、第1点ですけれども、この花火大会をやろうというのはどこから声が挙がったのかということです。それと、実証事業関係でもこの資料にもありますように、このメンバーはどのようなメンバーかということです。それと、3点目ですけれども、このいただいた資料に、北部対馬の振興策ということであっています。そして、大きいポイントは2つで、まず、韓国から見える花火大会をするということです。これについては、実証事業でも実験でもあったように非常に見えません。見える条件が非常に限られておる。特に、今PM2.5関係で非常に見えづらくなっておられます。まず、韓国から見える花火大会ということではできないと思ってもいい。断言できると言えます。それと、この下のほうに、韓国及び国内からの年間を通じた観光客の増加を図ると、年間を通じて、この花火大会で国内の観光客の増加を図るということです。

これは、先ほど黒田議員も言っていましたように、これでいくとただ単なる島内の花火に終わるわけです。この年間を通じる観光客の増加、花火だけでは一時的な増加になるけれども、じゃあ年間を通してこの花火大会でどのような増加を図るお考えなんですか、その3点。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） まずもって誰の発案なのかということでございますが、当然ながら私市長という立場で、私のこれは発案だと申し上げさせていただきます。

それと検証メンバーっていうお話がありました。見える見えないの時の検証メンバーですか、それとも実行委員会の（「実行委員会の、ごめんなさい」と呼ぶ者あり）実行委員会のことですか。わかりました。それらにつきましては、鱈浦の区の方、それから漁協の組合長、鱈浦のですね。それから上対馬の漁協の参事さんとか、とんちゃん部隊の人とか、以前からあります北の玄関口上対馬推進委員会ですかね、これらの方たち、漁協青壮年部の方、それから観光物産協会の上対馬部会、そしてあとは消防団の方、商工会の方、あと警察、海上保安部等々公的な役所の方たち、23名で構成をされております。

それと、3点目の通年というお話がございました。これを通年ずっと打ち上げるとかいう意味ではなくて、私ども10月に例年釜山のほうで上がっております花火を見るにつけ、釜山っていうところがあれだけの近い距離にあるということを僕らは感じてきたわけでありまして、逆に年に一回でもこちらで上げることによって対馬の近さを韓国の方たちが感じていただくことで、通年観光客の増につながっていくのではないかというふうな思いの通年的な観光増というふうな表現だというふうに理解していただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 発案者は市長ということですよ。これは北部地区の花火ということであれば、市長が発案をされてそして当然のごとく北部地区、上対馬などについていろいろ

ろな組織がございますが、そことの会合をもってそして皆さんで決定をしてするのが普通の流れなんです、そのようなプロセスは踏まれたのかというのをですね。

それともう一点なんですけど、今特に北部地区のほうは衰退をしております。やはり地元が元気を出すということは、地元が活力があるんですよ。そしてこの祭り一つとったとしても、今までは舟志にあそこにもみじ街道がございます、そしてもみじ祭りも何十年にわたってしております。これはもう既に中止をしております。そして、ことしは、これも10年以上続いた鱈浦のひとつばたご祭り、これも本年度は中止になっております。

まず、地元の北部の振興を図るということであれば、まず地元が元気にならなきゃいけない。そのためには先ほど申しましたひとつばたご祭り、そしてもみじ祭り、これにもっと力を入れて、まず地元を元気にする、2,000万も使うんだから、もみじ祭りもまた再開をできるわけ、それだけのお金があれば。そういうところで地元から、足元から元気をつけるということが大事じゃないんでしょかね。その2点を。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 申しわけございません。1点目の決定までのプロセスはどうなっているのかということで、あくまで発案でございまして、私のほうは、それを先ほど言いました二十数名の方にこういうのはいかがなものかということで投げ込んで、そして鱈浦地区の方たちをはじめ、やろうというふうなことになったということございまして、あくまでアイデアの提案者ということで、まずもって理解をしていただければと思います。

それと、地元の活力を高めていくためには、既存のイベントに力を入れていった方がいいんじゃないかという2点目のお話でございました。北部の観光の問題でいきますと、いつまでこのお客さんが続くんだろうかというふうな危惧されている部分もよく聞くところであります。そういう意味において、北部における通年的な観光客が落ち込まずに来ていただけるようなイベントを打ち込んでいくことを考えたところでございます。

○議長（堀江 政武君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 市長が発案者だから、それを投げかけてその23名の方にお話をしたということですね。ということは、上対馬地域の方、特に商店街がございますが、そういう方との協議の中で、市長も交えて、発案者だから当然市長が入らんといかんわけですが、そういう各団体の中で、先ほどの説明ですと、主な組織というのは漁協関係ですよ。もっと商工会のという話もございましたが、地元の組織関係で組織を立ち上げて、そしてその中で承認をいただいて地域の声を聞いてやるというのが行政だと思いますよ。ただ単に発案者がこれをやれということでの提案のようにありますけども。

それと、そういう予算ですから、まずこういうものは使うべきじゃない、2,000万もあれ

ばほかにもいっぱい困っているところがございますよ。そういうところに振りわけるべきだと思います。特に、離島活性化交付金ですから、そういった意味でも意味が大きいと思います。

それと、わざわざ答弁要りませんが、それと3点目ですけど、この花火を仮に打ち上げても、さっき言ったようにまず見えないんですよ。釜山から見えないんです。こういう状況からすると、特に10月ですから見えない。でも、見えるところは海上ならば見えるんですよ。海上であれば、排他的水域——EEZラインがございますが、あの辺まで行けば、真ん中まで行けば花火は見えると思います。特にこの日韓関係は非常に冷え込んでおります。もしこういうものをするとなれば、もっと案を持ってやるべきだと思います。

例えば、この冷え込みを、日韓の冷え込みをどう和らげるのかということであれば、政治的な問題になるわけですが、各政府機関を、担当者を、例えばEEZラインで花火を見せるとか、それによって小売りをし、そして日韓の融和を図るということもできるわけですよ。対馬はその役目を担っておるわけですから、歴史の内からすると、そういうことをやはり考えてやるべきだったと思います。これは非常に無駄遣い。

以上。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員のほうから見えないんだからとおっしゃられました。この件につきましては、実証実験の予算を上げた際に、予算を逆に見えるか見えないかを確かめたいからということで私どもも上げたとき、14番議員は「見えるんだからそんなの上げる必要ないじゃないか」というふうな意見をそこで言われたのを私は今思い出したんですけども、そういう意味において、確かに秋と今回3月については雨が降りました。それで、望遠のレンズでかすかに見える程度であったというふうに報告は聞いておりますが、秋ですので、PM2.5の問題、どんなになるかわかりませんが、今まで釜山のほうに対しては私どもは見てたわけですし、できれば向こうのほうからも見てほしいですし、今おっしゃられたように、さまざまな日韓の問題にかかわる国の官僚の方たちが洋上から見てもらうということは、それは一つの案だというふうに思っています。

○議員（14番 小宮 教義君） 最後いいですか。申しわけない。

○議長（堀江 政武君） 最後にもう一回お願いします。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私は見えると言った記憶はないんですけどね。ただ、立証するということは、こういうこと申し上げたと思いますよ。立証するということはこちらから見えるとき、そういう話したと思います。対馬から釜山の花火が見えるときには、向こうの打ち上げる花火の号級も決まっておるんだから、科学的に分析すると、向こうの土地から対馬を見たときに同様な大きい花火を打ち上げれば、地理的条件が、環境的条件が揃えば見えるんだとお話した

と思いますよ。そういった意味での見えるということをしたと思います。だから、実証実験は要らないんじゃないかという記憶でございますよ。

それと、市長の案ということだからそれでいいけども、しかし、その案を広く生かすためにはやはり地域にもっと根を落として説明をするということを始めなければ、5番議員の淵上議員も言っていたように、やはり勝手な、何とかまでは言いませんけども、そういうふうな形に取られがちになるんじゃないですか。そういうところを考えてやっていただきたいと思います。

以上。

○議長（堀江 政武君） ほかに。ございませんか。5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 予算書19ページの、小さいことかもしれませんが委託料、各種イベントの開催の委託料はありますが、1,700万、そのほかいろいろな企画に対する朝鮮通信使等のいろいろなことを先ほど説明ありましたが、この委託料の主なもので結構ですから。ちょっと説明。（発言する者あり）この花火だけですか。（発言する者あり）ああ、そうですか、失礼しました。

それじゃあ、関連しまして、この朝鮮通信使の昨年中止をいたしましたね。いろいろ仏像問題等ありまして。そこでちょっと私は気になるのは、予算を計上してそれを各種団体に委託する場合もありましょう。あるいはそのまんま流してしまってお任せの場合もありましょうけども、気になるというのは、委託先というかその事業主体の思いのままに先般の朝鮮通信使行列は中止をしてしまいまして、やむなく市の方向として中止の形になってしまった。予算を使うっていうんですか、各種団体に補助なりする場面において、市のほうとこの大きな外交的な問題等がある場合も含めて、しっかりと中止等の大きな問題については協議をして決定をいただくようなそういうものを前もって私はお話をしておくべきだと思うし、もう一点は対馬市全体のいろいろなビジョンの中でそういう行事はもう少し各種団体が相寄って、私の団体はこういう対馬市の目指す方向のこの部分を一生懸命やります、私は朝鮮通信使のほうで頑張りますというような形の中のもっと大きなそういう団体の組織の中でそれぞれの団体の外交的なものについての先般の朝鮮通信使の中止とかそういうものについては、みんなで協議した中で決めていかんと、一団体の決定が対馬市の決定になってしまつては、方向性が全く揺らいでしまうように感じるんですが、その辺について何か市長、お考えがあつたら聞かしてください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私どもが大きな方向性の中で考え方を、これをお願いしたいというふうな案件もあるでしょうし、またその団体のやはり意向というのも汲まざるを得ないような案件もあるんじゃないかなというふうに、今聞いてて思いました。

また、外交にかかわるといふような表現がありました。そういうものについては市の意向とい

うものをもっと反映すればいいんじゃないかというふうに理解をしましたが、外交ゆえに国の意向というのも当然そこには関係してくるし、それらを十分に見極めてことし以降判断をしていきたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） よろしゅうございますか。5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 判断は結構なんですよ。だから、その時点で判断するにしやすい状況を補助金等なり交付する時点で、そんな話し合いをして決めていきましょうよという前もつての話し合いが必要だと思うんで、その辺についてどうでしょうかということを行っているんですが、それは判断するのは当然なんです。しかし、その判断がこの間みたいに朝鮮通信使行列振興会ですか、港まつりか知りません。振興会の判断の結果をもって対馬市の判断になってしまつては、ちょっと市の方向として後手後手に回ってしまうんじゃないかという気がしたもんですから、その辺について心配して言ってるんですが。

○議長（堀江 政武君） 答弁は要りますか。

○議員（5番 淵上 清君） 何かあれば。なければどうぞ切り捨てて結構です。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 2点。3ページの、まず島の水産加工マネージャー事業、これは先ほど産業建設常任委員会の委員長報告の中であったものだと思うんですが、島おこし協働隊の辞退があったということですが、このことについて経過、それから3月議会前にこの組織を変えなきゃいけないという形でいろいろ説明もあつてました。その中で、理事長に組合長になっていただいて、その下に強力な人を連れてくるんだという話があつてました。その経過も議会のほうには説明があつてません。どういった形の方を呼んで、これから豊玉振興公社、旧公社ですね、が再生していくんだというような形になっているのか。債権も放棄したわけですから、その辺について、この委員長報告ではあまりその後いい方向に行っていないということもありますので、そのあたりの説明をしていただきたい。

それから、当初資本金500万円では足りないんじゃないかと、もっと積み増さなきゃいけないんじゃないかという意見も出たと思います。しかし、そのまま500万円の資本金で出発して今こういう状況に陥つてるといふことですので、そのあたりの今後どういう形にしようと思つているのか。これは委員会の中には市長は来ませんので、市長の判断ではないと答えられない部分だと思いますので、このあたりを市長のほうから答弁をお願いします。

それから、4ページ、水産物流拡大事業、私はずっと対馬が生き残っていくには貿易が必要だということを言い続けてきてますが、こういう形を進めていくことはいいことだと思います。ただ、その後どういうふうにして輸出を図つていこうとしているのか、巖原からなのか、それとも比田勝港、国際港にしていくための動きがどういうふうに進めていこうとしているのか、その

あたりも、市長じゃないと、委員会のほうでは部長では答えにくいことだと思いますので、市長のほうから答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 島の水産加工マネージャー事業に関連しまして、以前豊玉振興公社のほうに外部からの人を入れるというふうに話をしておりました。実際、面接まで終わって、そしていろんな加工で全国でやってあった、そして役職、専務でしたか常務でしたか忘れましたが、どっかの会社のそれをやってた方だったんですけども、その方の決定までいったんですけど、最終的にその方が、恐らくいろいろあったのかもしれませんが、最終的に、こちらにお断りをしてこられたという経過がございます。それと、しかし私どもはこの部分についてはどうしても私どもが持たない部分だというふうに認識をしておりますので、しっかりと求めていきたいということで、再募集を今かけてます。かけてる途中でございます。そういうふうなことでやってるというふうに理解ください。

もう一点は、運営費のお話がありました。これらにつきましては、公社のほうがつくってありました新年度の事業計画等々を眺める中で、私どもも翌年度以降といいますか、4月に変わってからそのまま流れていくものだというふうに理解をしておりましたが、5月1日から私どもの職員をそこに入れて中の精査を再度しております。そういう中、本当で大丈夫なんだろうかという思いは私の中にもよぎって、今脇本議員がおっしゃられるように、以前の議会において議会のほうから御提案いただいてたわけですが、公社のほうから当面自分らの頑張りでここを乗り切っていきたいというふうな申し出があっただけであることを伝えていきたいと思っております。

それと、輸出のお話がありました。これらにつきましては、7月に釜山のほうで水産貿易EXPOというのがあるということで、そこでの私ども可能性というのを探ってこないといけないというふうに思ってます。

どの地において貿易高を図っていくのかというふうな部分でございますが、先だって釜山のほうで話した貿易業者の方の話によりますと、下関経由でこちらに寄ることが可能だと。そして下関において専門用語ちょっと忘れましたが、在地、「他所蔵置ね」と呼ぶ者あり）はい、のやり方で、別の場所で、下関のほうで届けをしておくことによってそれも可能だということになりますと、今おっしゃられるように比田勝なりで物事がいくのが最も向こうの輸送する方にとってもコストが抑えられる方法だというふうに思っておりますので、それらも含めさまざまな可能性というのを私どもは探ってこないといけないというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） まず島おこし協働隊の件についてなんですが、説明を受けたときにも申し上げましたが、通常のこの島おこし協働隊、若年層を対象としたこの島おこし協働隊だ

けではなく、総務省のほうはシニア世代の島おこし協働隊も考えてるということでした。ですから、そういう形で本当に会社の重要ポストにいらっしゃる、40代ぐらいですね。今まで20代、30代の島おこし協働隊でしたが、そういう人は呼べないのかと、そういう場合には、シニアの場合には報酬も上がるんだということを聞いてました。そして、その際それでも十分な人が雇えない場合、国の予算である報酬プラス対馬市から幾らかでも出してでも優秀な人を雇ってこれないのかという話も私は提案してました。そのことについては検討されたのかどうかお聞かせください。

5月に入って精査した結果、こういうことがわかったと言いますが、今現理事長は豊玉の組合長ですが、それまでは豊玉の地域活性化センター部長が理事長であったはずですよ。それをその後、精査した結果というのは、それはちょっと話がいくらなんでも違うんじゃないかと思えますよ。その前の段階から、やはり理事長が市出身の人であったわけですから、そこでこういう話を出すのはどうかと思います。

それからもう一つ、この輸出、確かに今開港であるところからしか輸出ができないのではなくて、輸出に限っては、輸入は開港しか入れませんが、輸出は開港からあるところによるという手続、他所蔵置の手続を取ればできます。ただ、その際にもやはり税関職員ときちっと配置していただくようなそういう準備が必要です。今現在、ヌタウナギを北部のほうから出そうとしてもなかなか税関職員が不足しているということで、わざわざ厳原までバックして持って行って出さなきゃいけないという状況が起こっているということも市幹部の方々にお伝えしているはずですよ。まずそういうところから市が動いて、少しでも他所蔵置の許可が取りやすくして鮮度の高い魚が出せる、そういう状況をつくり上げていくことがまず大事だと思います。

この釜山国際EXPOとありますが、3年前ですか、よそで万博があったときにこういうことをまずやってくださいという話もしてました。そのとき全くそういう動きがありませんでした。今回はこういう形で重い腰を上げてやっていただけるようです。しっかりと取り組んでください。以上です。

○議長（堀江 政武君） 答弁はいいですね。

ほかに。9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 大分質問も出尽くしたようですから、多分最後になろうかと思いますが、1点だけ市長のほうに、ちょっとこれは非常に納得し難い案件ですので質問したいと思いますけども、今回の予算の中でこの花火大会の件ですけども、こういった大きな事業、予算が伴う事業については、従来から全員協議会、あるいはまたいろんな場でもって協議をなされておるという中で、今月の5日の日に議会運営委員会が開かれております。その翌日には、早速地元誌の長崎新聞にはあたかも決定したかのごとく、これは市民はそう捉えます。確かに内容、その

中には6月定例議会で2,000万円程度の、私は今ここに新聞は持っておりませんが、2,000万円程度の予算計上がされると、活性化交付金を活用するという内容です。しかし、中身は非常に詳しく掲載をされております。市民のあの新聞の見ようによっては、もう既に鰯浦で花火大会があるんだというふうに理解をされている方が少なくありません。ましてや、今この花火については非常に市民からも賛否があります。議会の中での賛否があります。ましてや、この事業は10月25日から27日ですか、そういったまだ10月の事業です、これは、もちろん、それは予算が通れば花火の購入もありましようけども、議会が終わるのは19日の予定です。議会が終わってからでも遅くない。ましてや、これは総務委員会に今からは付託をされる案件です。どうなるかわからない。確かにそれは報道機関は早く、目玉事業ですから掲載をしたいというのわかります。しかし、市の基本的な考え方が、議会運営委員会が終われば報道機関にそれをお知らせするという姿勢では、一般通常的な分についてはそこまでは言いませんけども、今回のこの花火についてはいろんな議論があるということは、市長、あなたも十分わかっているはずですよ。あなたはやりたいでしょうけども、いろんな意見が出ていることも事実です。市長自身も、これは市民からのいろんな反応というの、私どもに聞こえるわけですから、あなたに聞こえないはずがない。市長がやりたいがために、何か前にだけ進んでおる。いうふうな気がしてなりません。

今回、私が質問をするのは、今後もこのような大きな、特に予算が伴う賛否両論出するような事業についても、同じように議会運営委員会が終了すれば記者発表をするという方針をとられるのか。そうすると、議会運営委員会の後に議会が開かれるわけですから、予算がどうなるかわからない、しかし市民には出てしまっていると、非常に矛盾を感じます。それは中身、その紙面の中身は一応6月定例議会で提案をするという中身にはなってますけども、あの中身を見るとそれはほんの数行です。先ほど言いました、交付金を活用するまでの間というのは、ただの数行ですよ。それ以外は具体的に中身が書いてあります。だから、私が言いたいのは、やはり議会運営委員会が終わってすぐさま記者発表をするのではなくて、これは議会運営委員会の中には当然委員長に報道機関のほうから中に入って傍聴していいかという相談もあります。それは委員長の判断でされるわけですけども、いずれにしても予算を伴うこのような市民の賛否が出るような事業については、やはり私は記者発表すべきではない。もう少し慎重にやられるべきだというふうに思いますが、市長は今後もこのようなことを継承していくつもりなのか、お尋ねをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） マスコミへ予算等を流すということにつきましては、今まで全ての予算において議運の終了後にマスコミの皆様方に流してきたわけでございまして、それが不文律となって今までやってきました。このことで改めて記者発表をしているというわけでは、取り立ててそれをやっているわけではありません。俗に言うぶら下りの取材の中で私のほうにコメント

を求められたところであります。

今後もそうするのかということではありますが、それにつきましては議会の皆様が予算については初日まで出すなどおっしゃられれば私どもは出しませんが、しかし恐らくマスコミのほうからまたいろいろあろうかとも思います。それらもじっくり考えて判断が必要なんではないかと思えます。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 非常に何か歯切れの悪い答弁ですけども、いずれにしましても、これ悪く考えると、何か予算が通る前に市民にこれを先に公表してしまってそして市民に先に理解を求める、そうとられても仕方ないわけですよ。この花火大会は10月の話ですから、だから議会が19日に終わってから後でも遅くはない。そして少なくとも今回も新聞記事の中では「きちっとした担当部局の話によると」、と明記までされておる。だから、それがそこまで内容を詳しくということになると、それは市民は当然のことながらもうこれを実施されるものと思ひ込んでもしようがないと。それは市民の立場に立てばそういうふうにとりますよ。ですから、もうこれ以上言いませんけれども、再考できるものなら、特にこのような重要な議案については、予算が伴う議案については、今後は十分検討して慎重に対処されることをお願いをして、質問を終わります。

○議長（堀江 政武君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第56号は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

暫時休憩します。開会は5時10分からします。

午後4時59分休憩

午後5時09分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第23. 議案第57号

○議長（堀江 政武君） 日程第23、議案第57号、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） ただいま議題となりました、議案第57号、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容について御説

明を申し上げます。

今回の補正は、対馬市市営樽ヶ浜仁位航路の主要船舶ニューとよたまに替わります船舶の建造に係るプロポーザル評価委員会の経費の補正が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条、第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,242万3,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表「歳入歳出予算補正による」とするものであります。

まず、歳入について御説明申し上げます。8ページ、9ページをお願いいたします。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を59万7,000円追加しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。10ページ、11ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、評価委員会委員報酬及び費用弁償等で56万2,000円追加、2款1項施設費1目施設管理費は、通信用の機械器具費の購入費として3万5,000円を追加するものであります。

12ページ、13ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

以上、簡単であります。説明を終わります。御審議の上御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。質疑を行います、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。議案第57号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第58号

○議長（堀江 政武君） 日程第24、議案第58号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） ただいま議題となりました、議案第58号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集37ページをお願いいたします。

このたびの改正は、昨年8月に京都福知山の花火大会で発生いたしました出店での爆発事故を受け、平成25年12月に消防法施行令で定める火気器具等の取扱いに係る条例制定基準が見直されたことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

条例改正の主な内容でございますが、祭りや花火大会など、多数の市民が集まる催しで火気器具を取り扱う出店の場合にはそれぞれ消火器を準備することとし、催しが一定規模を超える大規模なものである場合は、主催者の義務として消火・通報・避難に係る計画を策定し届け出ることを定め、届け出義務に違反した場合の罰則を設けるものでございます。

なお、大規模な催しの出店につきましては、出店が100店舗以上などの指定要件を別に定め運用する予定でございます。

近年の本市における催しでは、最大規模の出店数がおよそ50から60件でございますが、届け出義務規定につきましては、将来的変化に備えて条例改正をお願いするものであります。

附則に、施行期日を定め、参考資料として新旧対照表を添えております。

大変簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。議案第58号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第59号

日程第26. 議案第60号

日程第27. 議案第61号

日程第28. 議案第62号

○議長（堀江 政武君） 日程第25、議案第59号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）から、日程第28、議案第62号、海岸保全区域内公有水面の埋め立てについて（貝鮎海岸）までの4件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま、一括議題となりました議案第59号につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

議案集の41ページをお願いいたします。

議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）でございますが、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が整備をいたしました仁田港改修工事に伴い、港湾施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を、上県町犬ヶ浦字在家及び下在家に編入しようとするものでございます。土地の位置につきましては、位置図、字図を添付し黒塗りで表示をしている部分でございますが、上県町犬ヶ浦字在家2、201の17、201の20及び201の21地先並びに犬ヶ浦下在家329の12地先で、面積は4,039.65平方メートルの土地でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村 圭司君） ただいま一括議題となりました議案第60号及び62号の2議案につきましては、建設部所管となりますので、その提案理由とその内容について説明申し上げます。

はじめに、議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、竹敷地区でございますが、議案書の47ページをお願いします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法

260条第1項の規定により、字の区域を変更するために議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、長崎県が事業主体で施工しました竹敷港改修事業に伴い、港湾施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、その土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を美津島町竹敷赤崎に編入しようとするものでございます。土地の位置につきましては、添付しております議案書48ページの位置図、50ページの字図の黒塗りで表示している部分でございますが、美津島町竹敷赤崎4の218番、4の219番、4の229番及び4の340番の地先で、面積1573.94平方メートルの土地でございます。

続きまして、議案第62号海岸保全区域内公有水面の埋立てについて、貝鮒海岸の提案理由の説明を申し上げます。

追加で配付させていただいております議案書の1ページをお願いします。

本議案は、長崎県が事業主体で整備を進めております貝鮒海岸、防災安全海岸老朽化対策事業に伴う公有水面埋立免許出願に係る意見について、異議のない旨長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

埋め立ての必要性については、追加配付議案書4ページの埋立必要理由書のとおり、貝鮒集落地全面の既設護岸は、昭和56年から58年に整備された鋼管杭式護岸で鋼管杭の腐食と老朽化により損壊の危険性が高いことから、今回重力式護岸に改良するため、埋立申請の出願をするもので、埋め立て面積は、追加配付議案書6ページの位置図、7ページの実測平面図の黒く塗りつぶしている部分、988.57平方メートルでございます。

以上、簡単でございますが、議案第60号及び62号の提案理由について説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） ただいま一括議題となりました、議案のうち、議案第61号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案書53ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が施工いたしました佐賀漁港整備事業におきまして、岸壁敷、護岸敷、船揚げ場敷、道路敷及び施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を峰町佐賀字白江に編入するものでございます。土地の位置につきましては、位置図、地図を添付し塗りで表示をしている部分でございます。峰

町佐賀字白江739の7、745の4及び745の6並びに745の6に隣接する道路地先で、面積11,858.18平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから4件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております4件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。4件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。4件に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第59号から議案第62号までの4件を一括採決します。議案第59号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）、議案第60号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（竹敷地区）、議案第61号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）、議案第62号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮎海岸）この4件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。4件は、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第63号

日程第30. 議案第64号

○議長（堀江 政武君） 日程第29、議案第63号、工事請負契約の締結について及び日程第30、議案第64号、財産取得契約の締結についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） ただいま一括して議題となりました議案第63及び第64号の2案につきましては、消防本部の所管でございますので、その提案理由と内容を続けて御説明申し上げます。

追加配布の議案集 9 ページをお願いいたします。

まず、議案第 6 3 号、工事請負契約の締結についてでございますが、本案は消防本部が整備を進めております高機能消防指令センター整備工事に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、5 社を指名いたしておりましたが、1 社の辞退がありましたので、去る 5 月 2 7 日、残り 4 社によりまず制限付き一般競争入札を執行いたしました結果、扶桑電通株式会社九州支店、執行役員支店長、佐藤昭氏が、2 億 6, 5 5 0 万円で落札されましたので、消費税相当額を加算した 2 億 8, 6 7 4 万円で、6 月 2 日に同市を相手方とした工事請負仮契約を締結いたしております。ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

このたびの工事概要でございますが、現在、消防で使っております 1 1 9 受信設備と出動に係る指令管制装置等全般をデジタル対応化させた上で更新するとともに、記憶媒体等を拡充し 1 1 9 の発信位置を補足できる装置を導入するなどの工事で、これにより指令業務の高度化を図り消防活動の確実性を高めてまいりたいと考えております。

続きまして、議案第 6 4 号、財産取得契約の締結についてでございます。

追加配付の議案集 1 3 ページのほうをお願いいたします。

本案は、消防本部が導入いたします泡消火薬剤を積載した車両である化学車の取得契約の締結であります。

入札につきましては、去る 6 月 3 日に、5 社によりまず指名競争入札を執行いたしました結果、(株) ヤナセファイテック、代表取締役、梁瀬義行氏が、4, 1 5 0 万円で落札いたしましたので、消費税相当額を加算した 4, 4 8 2 万円で 6 月 6 日に同市を相手方とした財産取得仮契約を締結いたしております。ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

今回購入いたします化学車は、危険物火災に対応するものでありますが、船舶火災、車両火災のほか、積載水による建物火災等にも対応可能であり、火災現場における化学車への継続的給水については消防団と合同訓練を重ね、より高度な活用を図りたいと考えております。

大変簡単でございますが、議案第 6 3 号及び 6 4 号の提案理由の説明を終わります。御審議の上御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから 2 件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。議案第63号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第63号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第64号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は、定刻より本会議を開き市政一般質問を行います。本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後5時33分散会
